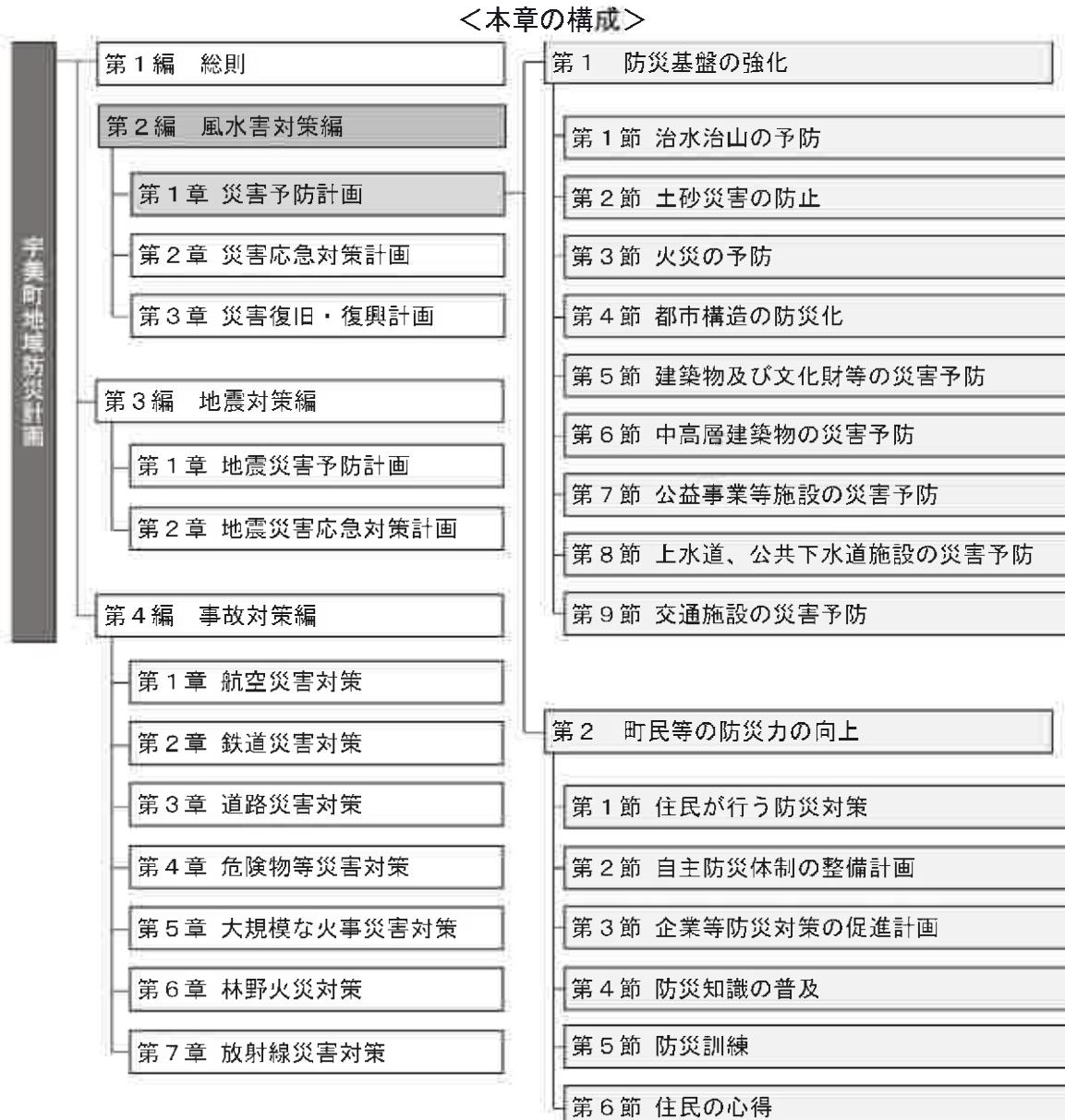


## 第2編 風水害対策編

### 第1章 災害予防計画





<各節の実施主体一覧>

第1 防災基盤の強化

節	項	実施主体	
		町	関係機関
第1節 治水治山の予防	第1項 河川対策	都市整備課、上下水道課、環境課	-
	第2項 ため池対策	環境課	-
	第3項 盛土等に伴う防災措置	環境課、都市整備課	-
第2節 土砂災害の防止	第1項 土砂災害（急傾斜地崩壊、地すべり、土石流）の予防対策	地域コミュニティ課、環境課、都市整備課	-
	第2項 山地災害対策	環境課	-
第3節 火災の予防	第1項 消防力の強化	地域コミュニティ課	消防機関
	第2項 火災予防対策	地域コミュニティ課、各管理担当課	消防機関
第4節 都市構造の防災化	第1項 建築物不燃化の推進	管財課	消防機関
	第2項 土地利用計画	都市整備課、環境課、社会教育課、シティプロモーション課	-
	第3項 土地区画整理・市街地再開発事業計画	都市整備課	-
	第4項 公園・緑地整備計画	都市整備課、地域コミュニティ課	-
第5節 建築物及び文化財等の災害予防	第1項 建築物災害予防計画	地域コミュニティ課、各管理担当課	消防機関
	第2項 文化財災害予防対策	社会教育課	消防機関
第6節 中高層建築物の災害予防	第1項 対象施設	-	-
	第2項 消防機関による予防措置	-	消防機関
	第3項 所有者による予防措置	-	-
	第4項 ガス事業者による予防措置	-	ガス事業者
第7節 公益事業等施設の災害予防	第1項 電気施設災害予防対策	-	九州電力㈱
	第2項 ガス施設災害予防対策	-	ガス事業者
	第3項 通信施設災害予防対策	-	西日本電信電話㈱
	第4項 放送施設災害予防対策	-	日本放送協会
第8節 上水道、公共下水道施設の災害予防	第1項 上水道施設災害予防対策	上下水道課	-
	第2項 公共下水道施設災害予防対策	上下水道課	-
第9節 交通施設の災害予防	第1項 交通安全普及計画	環境課、都市整備課、地域コミュニティ課、学校教育課	-
	第2項 道路整備計画	環境課、都市整備課、地域コミュニティ課	-
	第3項 鉄道施設災害予防計画	-	JR九州

## 第2 町民等の防災力の向上

節	項	実施主体	
		町	関係機関
第1節 住民が行う防災対策	第1項 住民が行う主な防災対策	—	—
	第2項 地区防災計画の策定	町防災会議	—
第2節 自主防災体制の整備計画	第1項 自主防災組織育成計画	地域コミュニティ課	—
	第2項 自主防災組織の活動内容	—	—
第3節 企業等防災対策の促進計画	第1項 事業継続計画の策定	地域コミュニティ課	—
	第2項 企業等の防災対策及び防災活動	—	—
	第3項 町が行う措置	地域コミュニティ課	—
第4節 防災知識の普及計画	第1項 職員に対する防災知識の普及	地域コミュニティ課	消防機関
	第2項 住民に対する防災知識の普及	地域コミュニティ課	消防機関
	第3項 児童、生徒等に対する防災知識の普及	地域コミュニティ課、こどもみらい課、学校教育課	—
第5節 防災訓練の充実	第1項 総合防災訓練	町	防災関係機関
	第2項 各種防災訓練	地域コミュニティ課、学校教育課	防災関係機関
第6節 住民の心得	第1項 家庭における心得	—	—
	第2項 職場における心得	—	—

## 第3 効果的な応急活動のための事前対策

節	項	実施主体	
		町	関係機関
第1節 広域応援・受援体制の整備	第1項 他市町及び関係機関等との相互応援体制の整備	地域コミュニティ課	消防機関、警察、自衛隊
	第2項 広域一時滞在の受入体制の整備	地域コミュニティ課	—
第2節 防災施設、資機材等の整備	第1項 防災中枢機能等の確保・充実	地域コミュニティ課	—
	第2項 装備資機材等の整備充実	地域コミュニティ課、福祉課、上下水道課	消防機関
	第3項 災害時用臨時ヘリポートの整備	地域コミュニティ課、学校教育課、社会教育課	—
	第1項 災害救助法運用体制の整備	地域コミュニティ課	—
第3節 災害救助法等の運用体制の整備	第2項 罹災証明交付体制の整備	地域コミュニティ課、税務課	—
	—	—	—
第4節 気象観測体制の整備	第1項 情報通信施設等の整備	地域コミュニティ課	消防機関
第5節 情報通信体制の整備	第2項 防災情報システムの整備	地域コミュニティ課	—
	第1項 被災者への的確な情報伝達体制の整備	地域コミュニティ課、総務課、健康課、福祉課	—
	第2項 報道機関との連携体制の整備	地域コミュニティ課	—

第3 効果的な応急活動のための事前対策

節	項	実施主体	
		町	関係機関
第6節 広報・広聴体制の整備	第3項 要配慮者への情報提供体制の整備	総務課、健康課、福祉課	-
	第1項 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備	地域コミュニティ課、 総務課、健康課、福祉課	-
		地域コミュニティ課	-
第7節 二次災害の防止体制の整備	第2項 危険物施設等災害予防計画	-	消防機関
	第1項 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	地域コミュニティ課、 福祉課	-
第8節 避難誘導体制の整備	第2項 指定避難所等の機能の整備	地域コミュニティ課、 福祉課	-
	第3項 避難路の選定	地域コミュニティ課、 都市整備課	-
	第4項 円滑な避難誘導のための備え	地域コミュニティ課、 福祉課、学校教育課	消防機関、警察
	第1項 緊急通行車両の事前届出	地域コミュニティ課	関係機関
第9節 交通・輸送体制の整備	第2項 緊急輸送体制の整備	地域コミュニティ課	-
	第1項 帰宅困難者の定義	地域コミュニティ課	-
第10節 帰宅困難者支援体制の整備	第2項 想定される事態	地域コミュニティ課	-
	第3項 帰宅困難者対策の実施	地域コミュニティ課	-
	第4項 事務所、住民等の役割	地域コミュニティ課	-
	第5項 官民連携による都市の安全確保対策	地域コミュニティ課	-
	第1項 保健医療活動調整体制	健康課	-
第11節 保健医療活動の調整	第1項 医療救護活動要領への習熟	各課	関係機関
第12節 医療救護体制の整備	第2項 医療救護体制の整備	健康課	医療機関、消防機関
	第3項 傷病者等搬送体制の整備	-	医療機関、消防機関
	第1項 社会福祉施設、病院等の対策	健康課、福祉課、 地域コミュニティ課	消防機関
第13節 要配慮者安全確保体制の整備	第2項 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定	-	-
	第3項 保育園等における対策	こどもみらい課	-
	第4項 避難行動要支援者対策	健康課、 地域コミュニティ課	-
	第5項 個別避難計画の作成・利用・提供	健康課、 地域コミュニティ課	-
	第6項 外国人等への支援対策	健康課、 地域コミュニティ課	-
	第7項 要配慮者への防災教育・訓練等の実施	健康課、 地域コミュニティ課	-

第3 効果的な応急活動のための事前対策

節	項	実施主体	
		町	関係機関
	第8項 要配慮者への支援に関する住民の役割	健康課、 地域コミュニティ課、 シティプロモーション課	-
	第1項 災害ボランティアの役割	シティプロモーション課、 地域コミュニティ課、 福祉課	社会福祉協議会
第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備	第2項 災害ボランティアの受入体制の整備	シティプロモーション課、 地域コミュニティ課	社会福祉協議会
	第3項 災害ボランティアの育成・支援	シティプロモーション課、 地域コミュニティ課	社会福祉協議会
	第1項 災害備蓄物資等の整備・供給	地域コミュニティ課	
第15節 災害備蓄物資等の整備・供給	第2項 給水体制の整備	上下水道課	
	第3項 食料供給体制の整備	福祉課	
	第4項 生活必需品等供給体制の整備	福祉課	
	第5項 医薬品等の供給体制の整備	健康課	
	第6項 血液製剤確保体制の確立	健康課	
	第7項 義援物資の受入体制の整備	福祉課	
	第1項 応急仮設住宅(借上型)等としての既存住宅の供給体制の整備	管財課、 地域コミュニティ課	-
	第2項 応急仮設住宅(建設型)の供給体制等の整備	管財課、 地域コミュニティ課	-
第16節 住宅の確保体制の整備	第1項 保健衛生・防疫活動要領への習熟	環境課、健康課	関係機関
	第2項 防疫用薬剤及び資機材等の確保	健康課	-
第17節 保健衛生・防疫体制の整備	第3項 学校における保健衛生の確保	学校教育課	-
	第1項 ごみ処理体制の整備	環境課	-
第18節 ごみ・し尿・がれき処理体制の整備	第2項 し尿処理体制の整備	環境課	-
	第3項 がれき処理体制の整備	環境課	-
	第4項 災害廃棄物処理体制の整備	環境課	-
	第1項 農業災害予防計画	環境課	-
	第2項 林業災害予防計画	環境課	-

第3 効果的な応急活動のための事前対策

節	項	実施主体	
		町	関係機関
第19節 農林業災害予防計画	第3項 災害予防に関する試験研究の推進	環境課	-
	第1項 職員・資器材の投入判断	地域コミュニティ課	
	第2項 訓練の実施	地域コミュニティ課	
第20節 複合災害の予防	第1項 業務継続性の確保	地域コミュニティ課	
	第2項 地方自治体におけるB C P	地域コミュニティ課	
第21節 防災関係機関における業務継続計画			

## 第1 防災基盤の強化

### 第1節 治水治山の予防

#### 《基本方針》

町及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。

又、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く發揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

さらに、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

町及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。又、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

#### 《現況/課題》\*1\*2\*3\*4

町の主要な河川は市街地を貫流し、周辺の山々から流下する区間も短い小さな流域からなっている。又、福岡市のベットタウンとなる等、急激な都市化の進展に伴い、流域の開発、土地利用の改変は拡大し、流域の保水能力は低下、雨水も短時間に流下し洪水の頻度も拡大することとなる。

今後も、温暖化による影響等から集中豪雨が発生することは避けられない状況にあるため、ひとたび大雨にみまわると、氾濫、浸水、冠水等の被害をもたらす危険性が想定される。

\*1 資料 1.4.2 「町危険箇所（水害・土砂）」

\*2 資料 1.4.3 「災害危険河川区域」

\*3 資料 1.4.4 「重要水防箇所（県）」

\*4 資料 1.4.5 「洪水浸水想定区域図」

## 第1項 河川対策

### 1. 河川の改修、整備計画

町は、**洪水**等による被害を防止するため、以下の**対策**を講ずる。

- (1) **洪水量**を調整するため、**調整池**の**検討**と**計画流量**の**見直し**等による**河川改修**を推進する。
- (2) **森林保全事業**等により**山地部**の**保水能力**を高め、急激かつ大量の**出水**を防止する。
- (3) **宅地開発**等の進行に伴う**雨水流出量**の**増加**を考慮した、**改修計画**の**見直し**の**必要性**等について**検討**する。
- (4) 橋脚の**塵芥**の**排除**及び**補修**、橋台、石積の洗堀箇所の**補強**等、**河川管理**の**充実**を**積極的に促進**する。
- (5) 災害発生を未然に防止し、又は被害の**拡大**を防止するため**浸水**、**溢水**、その他異常気象により災害の発生するおそれがある区域について、その実態の**把握**に努める。
- (6) **飲料水**、農業用水、工業用水等の貯留確保及び**治水対策事業**の推進を**検討**する。
  - ア 農地、農業施設の**洪水**による被害を防止するため、砂防・治山・治水等の**関係事業**を促進する。
  - イ 流木被害防止のため、伐採時期、流失防止箇所の選定等指導強化を図る。

### 2. 水防用施設の整備<sup>\*5</sup>

災害発生の危険性の高い地区での**水防倉庫**の整備を図る。

### 3. 水防用資機材の整備

#### (1) 整備計画

町は、目標を設定して、現有的**水防資機材**の**拡充**を図る。又、**資機材**の不足する場合を予想して、あらかじめ**調達方法**や**調達場所**を検討しておく。

#### (2) 点検計画

毎年5月中に点検、整備を行い、梅雨期までに不良品の交換や不足品の補充等を行う。

### 4. 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

#### (1) 洪水浸水想定区域の指定

町長は、**洪水予報**河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の**浸水実績**等を**把握**したときは、これを**水害リスク情報**として**住民**、**滞在者**その他の者へ周知する。ただし、現況の**浸水想定区域**を想定最大規模の降雨による**洪水浸水想定区域**が指定されるまでの間、新たな**洪水浸水想定区域**とみなす。

\*5 資料 2.1.1.1 「水防倉庫一覧」

町は、**洪水浸水想定区域**の指定のあったときは、町防災計画において、少なくとも当該**洪水浸水想定区域**ごとに、**洪水予報**等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、**洪水**に係る避難訓練に関する事項その他**洪水**時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項で**洪水**時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で**洪水**時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で**洪水**時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について町防災計画に定める。名称及び所在地を定めた施設については、町は、町防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛隊組織の構成員に対する**洪水予報**等の伝達方法を定める。

### (2) **洪水浸水想定区域内**にある要配慮者利用施設の利用者への情報伝達体制の確立

町は、町防災計画で規定した**洪水浸水想定区域**内の要配慮者利用施設について、当該施設の利用者が**洪水**時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう**洪水予報**等の伝達方法を定める。

### (3) **洪水浸水想定区域**における避難措置等の住民への周知

町は、**洪水浸水想定区域**をその区域に含むときは、町防災計画において定められた**洪水予報**等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、**洪水**に係る避難訓練に関する事項その他**洪水**時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（**洪水ハザードマップ**）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努めるとともに、その他の必要な措置を講じる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「**早期の立退き避難**が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

又、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、**水害**時のシミュレーション結果等を示しながら、「**早期の立退き避難**が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、**浸水**継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

## 第2項 ため池対策

### 1. ため池・調整池整備、改修計画

町は、ため池の決壊等による被害を防止するため、「福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、以下の対策を講ずる。

#### (1) 堤体や通管の状況、漏水の有無等についての点検を行う。

- (2) 点検結果に基づき、必要があれば詳細調査を実施し、堤体の補強、漏水防止、余水吐きや樋管（斜樋、底樋）整備等の改修計画を立案する。
- (3) 年次計画に基づき、水防上重要なため池から逐次改修を進めていく。
- (4) 毎年、出水時期前にため池の点検パトロールを実施する。
- (5) 老朽・危険なため池は、緊急性の高い順に受益関係者と協議のうえ、補修・点検等の検討を行う。
- (6) 劣化状況評価や地震体制評価の結果に基づき、堤体の改修や補強を実施する。又、改修までに時間を要する場合は、日常点検や低水位管理を実施する。

## 2. 浸水想定区域における対策

作成したハザードマップを町民に配布し、ホームページにより広く周知することにより、啓発活動を実施する。

## 第3項 盛土等に伴う防災措置

既存宅地の耐震性を向上させるため、耐震診断・補強等の技術開発を推進するとともに、これに基づく必要な措置を講ずる。又、崖崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生じるもののおそれがある一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための措置を講ずることを検討する。

大地震時等における宅地の被害を軽減するため、宅地耐震化推進事業を活用し、変動予測に関する調査及び滑動崩落防止工事の実施を検討する。

## 第2節 土砂災害の防止

### 《基本方針》

土砂災害に関し、次の方針に基づき必要な措置を推進する。

- (1) 県が行う事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な推進を関係機関に要請する。又、緊急性を要するような場合には、必要に応じ町単独の事業としても実施する。
- (2) 住民におかれられた環境を知らせるため、町の災害危険箇所の周知と啓発を図る。
- (3) 防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるよう、必要な警戒・避難体制の整備を推進する。
- (4) 地区公民館、小・中学校、公園空地等の避難場所の確保と、管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難所の検討並びに整備体制の充実に努める。

### 《現況》<sup>\*1\*2\*3\*4</sup>

山地や丘陵地が多いという地形・地質的な要因と社会環境の変化に伴う開発行為等による要因から、又、異常気象化における集中豪雨の発生に伴って、土砂災害は突発的に発生し、激甚な被害をもたらす可能性が高い。想定される災害としては、最も注意を要するものである。

そのため、これまで砂防堰堤、治山堰堤、擁壁や法面工の整備といった砂防、治山、急傾斜地崩壊防止事業等が逐次進められてきた。

## 第1項 土砂災害（急傾斜地崩壊、地すべり、土石流）の予防対策

### 1. 危険箇所の実態調査及び県指定の促進

町は、土砂災害の危険箇所について災害予防対策を推進するため、危険箇所の把握等、以下の事項を実施する。

- (1) 斜面崩壊の危険性のある箇所について、実態調査を行って現況を把握し、今後の対策等について検討する。
- (2) 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を促進する。
- (3) 繙続的な追跡調査が実施できるよう、危険斜面等の台帳を作成する。

### 2. 土砂災害の発生防止のための対策

#### (1) 災害予防設備等の整備

町は、土砂災害の発生を防止するため、各危険箇所について以下の対策を実施する。

\*1 資料 1.4.12 「土砂災害（特別）警戒区域」

\*2 資料 1.4.13 「土砂災害特別警戒区域等（土石流）」

\*3 資料 1.4.14 「土砂災害特別警戒区域等（急傾斜地の崩壊）」

\*4 資料 1.4.15 「山地災害危険箇所」

### 〈土砂災害の発生防止対策〉

災害区分	対策
急傾斜地崩壊	<p>ア 地表水が崖面と反対側に流下するよう排水溝を設置し、又は既設の擁壁や石垣背後の排水状況を調査する等、排水対策を実施する。</p> <p>イ 崖地や台地端部の大きな樹木を伐採する。</p> <p>ウ 亀裂や割れ目の生じている斜面や浮き石の不安定な箇所について、ビニールシート及びコンクリート等で整備補強する。</p> <p>エ 二次災害防止のためシート、杭等を購入保管し、住民から要望があった場合、シートを設置する等の応急対策計画を検討する。</p>
地すべり	<p>ア 地すべりの発生における最大の誘因である地下水状況の変化を抑えるために、地表水や地下水の排除を促す排水対策として抑制工を実施する。</p> <p>イ 発生している地すべりを抑えるために、くい工、シャフト工、アンカーワーク、擁壁工等の抑止工法を用いてその抑止を図る。</p> <p>ウ 二次災害防止のためシート、杭等を購入保管し、住民から要望があった場合、シートを設置する等の応急対策計画を検討する。</p>
土石流	<p>ア 県で実施する砂防事業が円滑に進むよう協力とともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。</p> <p>イ 土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。</p> <p>ウ 既設工作物の点検を実施し、亀裂や洗堀部に対し早急に補修を実施する。</p>

#### (2)点検パトロールの実施

町は、梅雨時期前等に危険箇所のパトロールを行い、災害を未然に防止するため、適切な対策を講じる。

### 3. 危険地区における対策

#### (1)宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、基本法等により災害防止の処置についての指導や監督を強化する。

#### (2)警戒・避難体制の整備

過去の土砂災害発生時の時間雨量、地下水位の変動量、地盤の変動量、研究機関の成果等を参考として、避難の基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

#### 4. 土砂災害防止法の措置

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）」が平成13年4月に施行され、同法においては、土砂災害（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりの3現象）から住民の生命を守るために、あらかじめ土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うこととする。

##### ＜土砂災害防止法による対策実施のフロー＞

###### 基礎調査の実施（県）

土砂災害により被害を受けるおそれがある土地の地形、地質、土地利用状況等について調査を実施する。



###### 基礎調査結果の住民への説明（県）



###### 土砂災害警戒区域等の指定（県）

基礎調査に基づき、町から意見聴取のうえ、土砂災害のおそれのある区域について、「土砂災害警戒区域」さらに、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。



###### 警戒避難体制の整備（町）

警戒区域等の情報伝達及び警戒避難体制の整備を行い、住民へ周知する。

##### (1) 県等の措置

土砂災害危険箇所のうち、特に危険度が高いとされる地域や将来住宅等の立地が予想され地域開発が活発な地域など、優先的に調査しなければならない箇所を抽出し、関係住民の意向を十分踏まえたうえで、県において土砂災害防止法に係る基礎調査を行い、その結果に基づき土砂災害警戒区域等の指定を行う。

##### (2) 町の措置

町では土砂災害警戒区域等における警戒・避難体制の整備を行う。

## 第2項 山地災害対策

### 1. 危険地区調査

危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を充分に把握するとともに、必要に応じ山地災害を防止するため適切な対策を講じる。

### 2. 治山事業の推進

山地災害の発生防止のため、以下の事業を実施する。

- (1) 崩壊、土砂流出等を防止するため、造林事業を推進する。
- (2) 復旧治山、予防治山について関係機関に協力を要請し、土地所有者の理解を得て事業を推進する。
- (3) 保安林整備の充実を図るとともに、地域住民の協力を得てこれの拡大に努める。

## 第3節 火災の予防

### 《基本方針》

生活の変化から建築物の高層化や構造・用途の多様化に対応した特殊消防車両が必要不可欠な状況である。これらの社会に対応した消防活動と効率的な火災防止が行えるよう、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）を基本とした予防行政の充実、強化を図るとともに、次の方針のもとに火災予防施策を推進する。

- (1) 消防力、消防設備の整備強化
- (2) 火災危険地区等における防火対策の強化
- (3) 林野火災の防止
- (4) 防火管理体制の強化
- (5) 予防、査察制度の活用

### 《現況/課題》<sup>\*1\*2\*3</sup>

消防体制は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づき、常備消防機関として消防本部（署）と、非常備消防機関として町消防団の 2 機関を設置している。又、それぞれの機関が保有する消防力では防止できない事態になったとき、互いに応援を求めて災害の防止を行う必要があるので、福岡都市圏及び福岡県全域を一体とした消防救急活動に対処するための消防相互応援協定を締結している。

町の消防力や消防施設等については、次のような問題点を抱えている。

- (1) 町外への就業者流出により、昼間における消防団員数が不足している。
- (2) 消火栓は、町内の集落をほぼ網羅するように整備されているが、防火水槽について一部で整備不足が目立っている。
- (3) 消防自動車進入困難地域、木造密集地域を考慮した「火災危険地区」は指定されていない。

## 第1項 消防力の強化

### 1. 消防施設の強化<sup>\*4</sup>

町及び消防機関は、「消防力の基準」に基づき、年次計画により消防機械の整備、更新、機械の近代化、軽量化を図るとともに、資機材の不足する場合を想定し、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

又、毎年定期的に資機材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。

### 2. 消防水利の強化

町及び消防機関は、「消防水利の基準」に基づき、以下の方針に従い消防水利施設を整

\*1 資料 2.1.3.1 「消防組織図」

\*2 資料 2.1.3.2 「消防団の組織図」

\*3 資料 2.1.3.3 「消防分団詰所一覧」

\*4 資料 2.1.3.4 「消防機関の現有車両」

備する。

- (1) 消防水利は人工水利（消火栓、防火水槽、プール）と自然水利（河川、池）とに分けられるが、市街化の進行につれ自然水利の利用が困難になりつつあるので、人工水利を消防水利の主体として整備を進める。
- (2) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に、消防水利を年次計画により整備していく。
- (3) 消火栓については、水道管理設時に随時設置する。
- (4) 防火水槽については、計画的に整備を進めていく。

### 3. 火災予防条例の制定・運用

町及び消防機関は、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を制定、運用し、火災の発生を未然に防止する。

### 4. 消防計画の策定

町及び消防機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防機関の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について、消防計画を定めておく。又、策定した消防計画については、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

### 5. 消防団の強化

#### (1) 消防団の活性化

町及び消防団は、消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るため以下のようなソフト面、ハード面からの活性化総合計画を推進する。

- ア 安全装備（防火衣等）の整備拡充
- イ 消防車の更新
- ウ 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用
- エ 教養研修、レクリエーション活動の整備充実

#### (2) 協力体制の強化

町及び消防団は、消防団の各分団相互間による消防活動の協力体制強化を図る。

#### (3) 訓練の実施

町及び消防機関は、以下の訓練を実施する。

- ア 緊急伝達網を通じての召集、参集実施訓練等、消防団員に対する訓練
- イ 消防団員や消防団OBの立場を活用した、消防団と自主防災組織の合同訓練

## 6. 市町村相互応援体制の強化

町及び消防機関は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第21条の規定に基づき、消防に~~し~~相互に応援するよう努めるとともに、~~し~~相互応援について協定を締結し、消防体制の確立を図る。

# 第2項 火災予防対策

## 1. 火災類型別の火災予防対策

### (1) 危険地域火災予防対策

町及び消防機関は、あらかじめ人命危険及び~~延焼~~拡大のおそれのある地域を指定し、重点的に防火対策を講ずる。

- ア 出動部隊数、消防機関よりの順路、~~水利~~、爆発物件、引火物件、その他危険物件の所在、避難誘導等の人命救助の方法等を策定しておく。
- イ 建物や道路の現況を把握し、~~それ~~に対応した火災予防対策を検討する。
- ウ 消防車の進入が困難な地区においては、特に、初期消火が重要となるので、自衛消防隊等の自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。

### (2) 特殊建築物火災予防対策

町及び消防機関は、特殊建築物における火災を予防するため、以下の事項を実施する。

- ア 特殊建築物の安全性を確保し、災害を防止するため、定期的な検査の実施、保守状況の報告を促進する。
- イ 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業所その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置を促進し、あわせて予防査察を実施し、火災予防の徹底を図る。又、防火性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん等の使用を義務づけ、火災が発生した場合の火災拡大の危険性を排除する。

※特殊建築物：学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、大規模小売店舗、その他これらに類する用途に供する建築物のこと

### (3) 車両火災予防対策

町及び消防機関は、一般的の予防対策として、人命救助の方法、避難誘導、付近建物への~~延焼~~防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

## 2. 防火管理体制の強化

### (1)防火管理者制度の推進

町及び消防機関は、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び消防設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の処置をとる。

- ア 防火対象物には必ず防火管理者を選任し、又、現任防火管理者に対し防火管理者上級講習会を開催する等により、その資質の向上を図るようにする。
- イ 防火対象物に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の整備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。
- ウ 防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を与える。
- エ 消防用設備等工事着手の届出及び防火対象物使用開始の届出の際に指導を行う。

### (2)消防同意制度の効果的な運用

建築物の規模、構造、用途に応じ、それぞれ適応した消防用設備等をはじめ、防火に関する規定に違反していない条件として建築主事が行う建築確認の同意を行い、完成後の検査と維持管理の指導を実施して都市防災を推進する。

## 3. 火災予防査察の強化

### (1)立ち入り検査

町及び消防本部は、消防法等に基づき、学校、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務、又は居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、以下の計画に従って立ち入り検査を実施し、又、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を行う。

＜予防査察の実施計画＞

名称	対象	時期
定期予防査察	公共建物、工場、その他公衆の出入りする場	年1回以上必要に応じて
危険物予防査察	危険物施設	適宜
特別予防査察	特に火災予防の必要がある施設	必要な場合

### (2)防火診断

一般家庭を対象に、必要に応じて火の元検査を主とした防火診断を行う。

## 4. 住民への啓発

町及び消防機関は、住民に対し、以下の啓発活動を行う。

- (1) 講習会や防災訓練により住民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。

- (2) 毎年、火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防思想の普及向上に努める。
- (3) 住宅防火診断等を通じ、火気使用設備、火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器の設置、普及促進に努める。
- (4) 住民の防災意識の高揚を図る施設の建設を計画的に進める。

## 第4節 都市構造の防災化

### 《基本方針》

災害を予防するには、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に、土地利用の規制、土地区画整理、都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じての防災対策を進めていく必要がある。従って、町は、「災害に強いまちづくり」として都市防災を推進する。

### 《現況/課題》

町では、都市計画区域をはじめ、良好な都市環境づくりを目指し、土地の有効利用に努めている。

今後の都市開発の進展状況によってはスプロール現象、土地利用規制の弱い地域での開発等、災害時に被害の拡大をまねくことも懸念される。

特に、道路狭小で木造住宅の密集、迷惑駐車が頻繁する等から消防自動車が進入困難地域、木造、低層建築物が密集する市街地では、一度火災が発生すれば、広範囲に拡大延焼のおそれがあるため、人命、財産に大きな損害を与えると予想される。

そのため、火災危険地域の指定を進め、延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備について検討するなど、都市計画・消防計画に基づき地域全体での防災強化が必要である。

### 第1項 建築物不燃化の推進

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

#### 1. 防火、準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域等については、防火地域又は準防火地域を定めるものとし、容積率500%以上の商業地域については原則として防火地域を定める。

#### 2. 建築基準法第22条に基づく指定区域の設定

用途地域のうち、防火地域及び準防火地域に定められた地域以外の区域を、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化等を行う区域として指定する。

#### 3. 町営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮して、逐次耐火構造への建替えを推進する。

又、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

#### 4. 住環境整備事業の推進

町は、住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境としての整備を推進する。

### 第2項 土地利用計画

町は、無秩序な市街化を防止し、又、都市災害にも対応できる都市づくりを推進するため、土地利用計画に基づいた市街地の形成を行う。

- (1) 土地利用に関しては、都市計画法をはじめ建築基準法、国土利用計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、環境保全法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然と調和した土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。
- (2) 用途地域の再検討に当たっては、国土利用計画法の趣旨を十分に尊重し、町域を広域的にとらえた住環境の保全という観点に立って、土地の投機的取引、地価高騰、スプロール化等の都市発展に伴う諸問題の発生を抑制し、無秩序な開発を防止する。
- (3) 地域発展と自然保護との調和を基調として地域社会の環境管理を行い、快適な環境・社会資本の向上に努める。従って、住・商・工分離、緑地の保全・活用等のため美観地区や風致地区、緑地保全地区の指定に努め、効果的な土地利用を図り、町勢の均衡ある発展に資する土地利用計画の確立に努める。
- (4) 「都市計画法」に基づく開発許可制度により一定規模以上の開発行為に対しては、開発許可の基準に基づき、開発行為に対する指導を推進する。
- (5) 町は、立地適正化計画による防災まちづくりの推進にあたり、災害リスクを十分考慮し、居住誘導区域を設定する上で、防災対策・安全確保対策などの防災指針を位置付ける。

### 第3項 土地区画整理・市街地再開発事業計画

#### 1. 土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業等の推進を検討し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園・空き地等の都市基盤施設を整備する。

#### 2. 市街地再開発

近年における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において環境の悪化、災害の危険性の増大等の事態が深刻化している。これらの事態に対処するため市街地再開発事業を推進し、建築物の不燃化、構造強化、共同化等を行うとともに、これと併せて延焼阻止能力を持つ幹線道路、公園、広場等の不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて都市災害の防止に努める。

### 3. 住民との合意形成

都市計画マスターplan等の策定により市街地の将来像を明らかにしたうえで、地元関係者との合意形成を図りながら、計画的な土地利用の推進と災害に強い市街地を形成する。

## 第4項 公園・緑地整備計画

### 1. 公園・緑地の整備

#### (1) 公園・緑地の確保・整備

公園は、火災延焼及び建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有する。このため、防災拠点や避難地となる緑地等の整備を推進するとともに、災害応急対策設備を確保し、公園の防災機能の充実を推進する。

#### (2) 延焼遮断帯の整備

以下の方針により、火災時の延焼遮断帯を整備する。

- ア 火災時に延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。
- イ 延焼遮断帯として機能する道路、公園等を確保するため、狭幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。

### 2. 避難場所の整備

災害時の避難場所や防災拠点として機能する公園の整備を促進する。

なお、大規模な公園は避難場所として指定し、小規模なものは一時集合場所や防災活動拠点としての利用を想定する。

#### (1) 避難地の選定

避難地は、避難者の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。又、避難地は、収容避難施設までの中継地点として位置づけ、誘致距離は500m以内、規模は1～2haとする。

#### (2) 広域避難地の整備

次の設置基準にしたがって広域避難地の選定・整備を検討する。

- ア 広域避難地は、大火による輻射熱や火粉、煙等による被害から安全な面積を確保する。
- イ 大規模な崖崩れや浸水等の危険のないこと、付近に多量の危険物等が蓄積されてないこと等を考慮する。
- ウ 到達距離は2km以内とし、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することができないだけ避ける。

## 第5節 建築物及び文化財等の災害予防

### 《基本方針》

公共施設には、多数の勤務者や来訪者が出入りし、災害による被害を拡大させる要因となる。これら多くの人命を災害から守ることは、町としての大きな責務である。又、防災の観点から公共施設等を整備することは、避難所整備の有効な施策ともなる。そのため、新たに建築する公共施設は、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強について検討する。

又、町には歴史的観点からみても重要な史跡が分布し、貴重な文化財が保管されている。これら文化財を後生に残していくため、日頃から火災等の災害の防止と災害による被害の軽減に努める。

そのため、次の災害予防体制の確立を目指す。

- ア 防災管理体制の確立
- イ 避難体制の確立
- ウ 防災施設の整備、拡充

### 《現況/課題》

町及び消防本部は、公共施設に対して、建物の不燃化、防災設備の整備点検等を促進している。

又、町内には貴重な史跡をはじめとする文化財等を有し、これら貴重な文化財を後世に残していくためには、地域ぐるみで保全し、災害の防止に努めていく必要がある。

## 第1項 建築物災害予防計画

### 1. 公共施設災害予防対策

#### (1) 防災管理体制の確立

町は、以下の事項を行い、防災管理体制を確立する。

- ア 防火管理者の設置
- イ 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災組織の確立）

#### (2) 避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等避難体制の整備に努める。さらに関係機関との連絡体制も整備する。

#### (3) 防災施設としての機能の確保

公共施設は、災害時に避難所や応急活動の拠点となる等、防災施設としての機能を有する。町は、これらの機能の確保・向上のため、以下の対策を講ずる。

- ア 耐火、耐震化の促進
- イ 消火器、消火栓、警報装置等の整備
- ウ 防災施設、設備の点検整備
- エ 避難救護施設としての利用を想定した改築等の実施

## 2. 一般建築物対策

町は、必要に応じ消防機関等と協力して個々の建築物防災診断の実施を推進する。

## 3. 特殊建築物等の定期報告、指導

学校等の公共施設、病院、商業場、マーケット等特殊建築物及びその設備について、以下の災害予防対策を講ずる。

- (1) 特殊建築物の所有者等から定期的にその状況を報告させ、又は、実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。
- (2) 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、勧告を行う。
- (3) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備については、定期的にその現状を調査（検査）資格者等に調査させ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、勧告を行う。

## 4. 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

## 第2項 文化財災害予防対策

### 1. 文化財災害予防対策

町及び消防機関は、平素から管理者・住民への火災等への災害対応について、啓発・助言を行い、防災意識の高揚及び予防対策の強化を図る。

#### (1) 重要文化財の指定

町は、文化財所有者及び管理者に対し、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚を図るとともに、国・県の指定する重要文化財については、防災設備等の整備を必要に応じて要請する。

#### (2) 広報活動の実施

町は、文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した広報活動を行う。

#### (3) 火災予防体制の確立

町は、文化財所有者及び管理者に対し、以下の事項の実施に関して指導することにより、火災予防体制の強化を図る。

- ア 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化
- イ 自主防災組織の編成
- ウ 火気の使用制限
- エ 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警報の実施
- オ 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

#### (4) 避難体制の確立

災害時の文化財の保護や参詣者の円滑な避難のため、以下の事項を実施する。

- ア 文化財の避難計画（避難場所、避難路、責任者等）の作成
- イ 参詣者、~~押觀者~~等の避難誘導計画の作成
- ウ 避難訓練の実施

#### (5) 防災施設、設備の整備

災害による文化財の被害を防止するため、以下の事項により防災施設、設備を整備する。

- ア 消火設備の整備促進
- イ 避雷針、警報装置、防火用氷池の整備促進
- ウ 電灯線、消火栓等の点検整備
- エ 指定物周辺の火気禁止地帯の設定

## 第6節 中高層建築物の災害予防

### 《基本方針》

近年の建築物は土地の有効利用、効率化を図るために高層化、大規模化が進んでいる。このような建築物は一般の建築物と比べ、使用形態が多様化した建築物が多く、よりきめ細かな防災対策が必要である。中高層建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）、消防機関等は次に掲げる各事項の推進を図り、もって中高層建築物等における災害を未然に防止する。

### 《現況/課題》

町における中高層建築物の現況<sup>\*1</sup>を資料編に示す。

### 第1項 対象施設

高層建築物及び中層建築物とする。

高層建築物とは、高さが31mを超える建築物をいい、消防法第8条の2及び第8条の3規定の対象となる。又、中層建築物（4階以上の建築物）についても、一般の建築物とは異なった消防上の対策が必要となるため、次項以下に示す対策を行う。

#### 【関係法令】

##### 消防法第8条の2

高層建築物（高さ31メートルを超える建築物をいう。第8条の3第1項において同じ。）その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。）でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、これらの防火対象物について、消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項で総務省令で定めるものを、協議して、定めておかなければならぬ。

##### 消防法第8条の3

高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防炎対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならない。

### 第2項 消防機関による予防措置

消防機関は、中高層建築物等における災害を未然に防止するよう努める。

\*1 資料 2.1.6.1 「中高層建築物の現況」

## 1. 所有者等に対する指導の強化

所有者等に対し、第3項に掲げる事項について重点的な指導を行う。

## 2. 査察の強化

消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査を行い、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合に人命に危険があると認められるものについては、その所有者等に対し必要な改善を行わせ、又はその施設の使用停止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

## 3. ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等その強化に努める。

## 4. 消防施設の整備、充実

中高層建築物等の災害に対処するため「消防力の基準」及び各地域の実情に基づき次の消防施設の整備、充実に努める。

- (1) はしご車又は、屈折はしご車
- (2) 照明電源車
- (3) 救急車、排煙車、救助工作車
- (4) 救助用資機材

## 第3項 所有者による予防措置

中高層建築物の所有者は、関係機関の指導に基づき、予防措置を積極的に推進する。

### 1. 防火避難施設の点検整備

災害時の避難が円滑に行われるよう、以下の整備を行う。

- (1) 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
- (2) 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- (3) 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備
- (4) 非常用昇降機の点検整備

### 2. 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

火災の予防及び被害の軽減を図るため、以下の事項を行う。

- (1) 消防計画の整備充実
- (2) 自衛消防組織の整備充実
- (3) 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上
- (4) 共同防火管理体制の確立

- (5) 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- (6) 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- (7) 収容人員の管理
- (8) 非常用進入口の確保
- (9) 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- (10) その他防災上必要な事項

### 3. 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常用通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。

### 4. 利用者に対する責務

利用者に対し、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努める。又、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導体制に万全を期する。

### 5. 安全性の確保

中高層建築物の特殊性、危険性にかんがみ、次のような構造の改善、規模の適正化等施設自体の安全性の向上に努める。

又、超高層建築物等における長周期地震動対策として、新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに、既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進等を図る。

- (1) バルコニーの設置
- (2) 防火区画の適正化
- (3) 全体規模の限定
- (4) 外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止装置
- (5) その他安全性を高める措置

## 第4項 ガス事業者による予防措置

ガス事業者は、中高層建築物等には、以下に示す災害予防措置を行う。

- (1) 燃焼器を設置した場合には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。
- (2) 燃焼器は金属可撓管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。
- (3) 管理人室等から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置等の設置を検討する。
- (4) 導管は1年に1回以上漏洩検査を実施するほか、1年に1回以上安全使用の特別周知を行う。
- (5) ガスによる事故を想定し、管理者、消防機関、警察署の協力を得て、事業所毎に年1回以上防災訓練を実施する。

## 第7節 公益事業等施設の災害予防

### 《基本方針》

電気、ガス、通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、その復旧は緊急を要するため、電気、ガス及び通信事業者はこれらの復旧を円滑に実施するための措置を講じる。

### 《現況》

電気施設、ガス施設及び通信施設の防災については、それぞれ九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社、各ガス事業者、西日本電信電話株式会社、日本放送協会（NHK）において平常時から保安規程を始め関係諸規程、規則等に基づき施設の管理、維持改良を行っている。

### 第1項 電気施設災害予防対策

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、大規模地震や台風等の災害時の電力施設の被害を防止し、又、発生した被害を早期に復旧するため、被害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

#### 【参考】

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社では、変電、送電設備、配電設備や通信設備の防災について、保安規程、災害等対策規程等に基づき、次のような予防対策を行っている。

- ア 防災組織の確立
- イ 情報連絡及び動員体制の確立
- ウ 応急対策用資機材の備蓄
- エ 関係設備の点検及び防護処置の実施
- オ 災害危険箇所や要注意箇所における予防工事の推進
- カ 災害時における通信回線の確保、強化
- キ 受容者に対する災害予防のための点検、広報活動の推進
- ク 他電力会社との相互応援体制の確立、強化

### 第2項 ガス施設災害予防対策

ガス施設において、災害発生を未然に防止することはもちろんのことであり、発災時は被害を最小限とするとともに、震災発生地域でのガスによる二次災害防止と供給継続及び保安確保を図る。

#### (1) 防災設備、体制の整備

各ガス事業者は、今後整備するガスの製造、供給に係る設備の整備、体制及び運用について総合的な災害防止対策を講じる。

## (2)防災体制（LPGガス協会）

### 1) 体制の整備

地震発生時においては、二次災害の防止、供給停止地域の極小化及び円滑な復旧体制を確立する。

### 2) 対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、二次災害防止のための対策計画を作成する。

### 3) 支援体制

地震被害後においてもエネルギーの供給を推進するため、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

## (3)需要家に対するガス安全使用のためのPR

需要家に対し、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項をPRするとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

## 第3項 通信施設災害予防対策

西日本電信電話株式会社は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

### 【参考】

西日本電信電話株式会社においては、電信電話施設の防災について、次のような施策により施設の補強等の予防対策を行っている。

- ア 情報収集、連絡体制の強化
- イ 関係設備の点検整備
- ウ 応急処置計画の点検、確認
- エ 災害関係回線の点検、確認及び応急処置の準備
- オ 災害対策用資機材等の点検、確認及び事前処理
- カ 災害発生危険設備の補強及び防護
- キ 無駐在局への出動体制の強化
- ク 職員等の非常呼び出し等動員体制の確立

#### 第4項 放送施設災害予防対策

日本放送協会福岡放送局は、非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、日本放送協会災害対策規程（同災害対策実施細目）を定め、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

##### 【参考】

日本放送協会においては、「日本放送協会災害対策規程」に基づき次のような災害予防対策を行っている。

- ア 消耗品、資機材等の定量常備
- イ 無線中継状態の把握
- ウ 移動無線機等の伝搬試験
- エ 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- オ 電力会社、警察、国土交通省等の利用し得る通信回路の調査
- カ その他、警戒時に必要と認められる事項

## 第8節 上水道、公共下水道施設の災害予防

### 《基本方針》

上水道及び公共下水道施設の耐震性等を強化して、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施する。

公共下水道は、進展する市街化に対応し汚水の迅速な排除が行えるよう、又、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、施設の整備増強に努める。

### 《現況/課題》

上水道は、人口増加による水需要の拡大から水資源確保に努めてきたことにより、水源開発は完了している。下水道は、下水道の普及を目指し、多々良川流域下水道を基本として宇美町流域関連公共下水道計画を推進している。

上水道及び下水道等の大部分の配管は、沖積平野に布設され、災害の危険性は避けられない状況にある。そのため、被害が甚大になることを想定し、人員・資機材を充當した復旧体制の確立が重要となる。

## 第1項 上水道施設災害予防対策

### 1. 災害に強い上水道施設の整備

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

特に、埋設管が布設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件の下にある施設の被害軽減に努める。

又、管路の変更時においては、耐震性能を有する管路への布設替えを行い、被害軽減に努める。

### 2. 災害時応急体制の確立

#### (1) 予防・応急復旧体制の整備

災害時の上水道施設の被害防止、又は被害を受けた場合の迅速な復旧のため、以下の事項により災害時応急活動体制を確立する。

ア 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水の確保、配水制限等の措置を検討する。

イ 緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。

ウ 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について確認しておく。

エ 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルを作成する。

#### (2) 応急給水体制の整備

給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の調達確保について検討し、断水時の応急給水体制を整備する。

### 3. 広域応援体制の整備

町は、災害時及び渇水期の給水に関して広域的な連携を図り、水不足を防止して安定的な供給体制を確保するため、「福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定」を締結し、給水及び資材の応援体制を整えている。

### 4. 渇水対策

渇水期の水不足の防止や、安定的な上水道の供給体制の確保のため、以下の対策を講ずる。

- (1) 広域的な連携のもと新たな水源の確保は完了しているので、自己水源と企業団受水の効率的水運用を図る。
- (2) 宇美町水道水源保護条例による水源保護地域を常時監視するとともに、水の確保や保全に努める。
- (3) 安全な飲料水を安定的に供給していくため、老朽化した配水管等の更新をはじめ、水道施設全般の耐震化を推進する。

## 第2項 公共下水道施設災害予防対策

### 1. 災害に強い下水道施設の整備

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、以下の事項の実施による施設の防災対策を検討する。

- (1) 埋設管が布設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件の下にある施設の被害軽減に努める。
- (2) 公共下水道更新時に老朽管路の耐震化を拡充する。
- (3) 宅地開発の進行に対応した整備計画の見直しを適宜行う。

### 2. 災害時応急体制の確立

#### (1) 予防・応急復旧体制の整備

災害時の下水道施設の被害防止、又は被害を受けた場合の迅速な復旧のため、以下の事項により災害時応急活動体制を確立する。

ア 災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。

イ 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。

ウ 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水の確保、排水制限等の措置を検討する。

#### (2) 動力源の確保

下水道ポンプ施設は自家発電による動力を有していないため、町は、停電時の備え、予備動力等の確保を行い、又、その運転方法について関係者によく熟知させる。

### (3)情報処理の迅速化

下水道ポンプ施設の管理においては、インターネット回線による集中管理システムを導入し、汚水の流出量、ポンプ及び機械の故障を常時監視しているが、停電、通信回線が不通となった場合は、人員配置による監視を行い、情報収集を行う。

## 第9節 交通施設の災害予防

### 《基本方針》

道路は、町内・外における人・物及び情報等の円滑な流れを担うとともに、都市の骨組みを形成する。又、その空間は都市災害に対する保護機能や美観を創出する空間としても重要なものである。道路の持つこれら多くの機能を再確認し、これを都市の中で最大限に活かすことのできるような道路整備を進めていく。道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

### 《現況/課題》<sup>\*1\*2</sup>

町内に網の目のように広がる町道は、一部幅員の狭いところもある等、自動車の利用率からみても決して安全性の高い地域とは言い切れない。これらの交通事情を考慮して、交通災害予防のための対策を推進していく必要がある。

又、大規模災害発生時には道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や災害応急対策の障害となって現れることが想定される。そのため、災害時の交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討しておく必要がある。

## 第1項 交通安全普及計画

### 1. 交通安全施設の整備拡充

町は、交通事故を防止するため、歩道の整備、防護柵、街路灯、カーブミラーの設置等、交通事故防止施設の整備拡充を図る。なお、これらの施設の整備拡充は事故多発地域において優先的に推進する。

### 2. 交通安全意識の養成

町は、以下の事項の実施により、住民の交通安全意識の高揚に努める。

- (1) 講習会、研究会、作文、ポスター等による啓発
- (2) 学校安全教育の普及徹底

## 第2項 道路整備計画

### 1. 災害に強い道路の整備

道路管理者は、災害時の道路の被害を軽減し、災害時においても道路の機能が確保されるよう、以下の整備を行う。

- (1) 県道における土砂崩壊、落石等の危険箇所については、対策工事を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

\*1 資料 1.4.17 「道路危険箇所（主要地方道・県道）一覧」

\*2 資料 1.4.18 「道路危険箇所（町道）一覧」

- (2) 町道における土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い、法面防護工等の設置を検討する。
- (3) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- (4) 狹い生活道路については、建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。
- (5) 路面の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。
- (6) 地盤の軟弱箇所及び湧水の伴う箇所について、路盤の改良を実施する。
- (7) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な処置を講じる。
- (8) 台風、大雨等の異常気象時における橋梁の機能確保のため、事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所の整備を推進する。
- (9) 幅員の狭い橋梁について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。

## 2. パトロールの実施

町は、道路、橋梁等の被害を防止し、又、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し道路の維持補修に努める。

## 3. 道路の新設、改良

### (1) 道路の新設、改良の推進

災害時の道路ネットワークの確保・多重化のため、以下の方針により道路の新設、改良を進める。

- ア 通過交通量の分散と災害時における交通途絶に応じた迂回路の確保を推進する。
- イ 都市計画道路志免宇美線（幅員25m）の早期着工を推進する。
- ウ 県道福岡太宰府線の改良事業を推進する。
- エ 高規格の町道の改良を進めるとともに、人にやさしい町道への改善を進める。
- オ 林道の改良事業を推進する。

### (2) 道路の新設、改良に当たっての留意事項

道路の新設、改良に当たっては、災害時の安全性にも考慮するとともに、当該道路の新設等により新たな危険箇所が発生することのないよう留意する。特に、以下の事項の検討を行う。

- ア 道路の新設により、排水系統が変わる場合の対策
- イ 道路本体の雨水処理及び排水先の流下能力の検討
- ウ 道路新設により、新たな危険箇所が発生する場合の対策

#### 4. 緊急交通路整備計画<sup>\*3</sup>

県（公安委員会）が指定を予定している緊急交通路（風水害及び大規模災害発生における緊急通行車両の通行を確保すべき道路）を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性の強化推進を図るなど、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に努める。

緊急交通路は、優先的道路整備を推進し、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急交通路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。

### 第3項 鉄道施設災害予防計画

九州旅客鉄道株式会社は、鉄道施設における災害の防止及び被害の軽減のための対策を講ずる。

#### 1. 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な措置がとれるよう、以下の防災訓練を適宜実施する。

- (1) 非常呼出訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練（救出、救助、救護訓練）
- (4) 脱線復旧訓練

#### 2. 防災関係資材の点検整備

復旧機材等を常に整備し、完全な状態にしておく。

\*3 資料 2.1.9.1 「緊急交通路指定路線」

## 第2 町民等の防災力の向上

### 第1節 住民が行う防災対策

#### 《基本方針》

住民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

#### 第1項 住民が行う主な防災対策

##### 1. 防災に関する知識の習得及び伝承

住民は、以下の防災に関する知識の習得に努める。又、過去の災害事例やそこから得られた教訓を伝承していく。

- (1) 台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
- (2) 緊急地震速報、地震情報の理解や震度、マグニチュード等の地震に関する基礎知識
- (3) 過去に発生した災害の被害状況
- (4) 近隣の災害危険箇所の把握
- (5) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）
- (6) 応急手当方法

##### 2. 防災に関する家族会議の開催

防災に関する家族会議を開催し、各家庭において以下の事項について平常時から話し合っておく。

- (1) 指定緊急避難場所・経路の事前確認
- (2) 非常持出品、備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認・連絡方法（スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- (4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

##### 3. 非常用品等の準備、点検

災害の発生に備え、各家庭において非常持出し品を整理しておくとともに、食料等の備蓄を行う。

- (1) 食料、飲料水、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- (2) 3日分相当の食料、飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

#### 4. 住宅等の安全点検、補強の実施

各家庭において、以下の住宅等の安全対策を講ずる。

- (1) 家屋の耐震化
- (2) 家具転倒防止、棚上の物の落下防止
- (3) 屋根や鉢植え等の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止

#### 5. 地域の共助力の強化

住民は、県、町又は地域（自治会、自主防災組織等）が行う防災訓練、防災講演会等に積極的に参加し、地域の相互協力体制の構築に努める。

### 第2項 地区防災計画の策定

住民は、地区防災計画の策定を町防災会議に提案することができる。

#### 1. 地区防災計画の記載事項

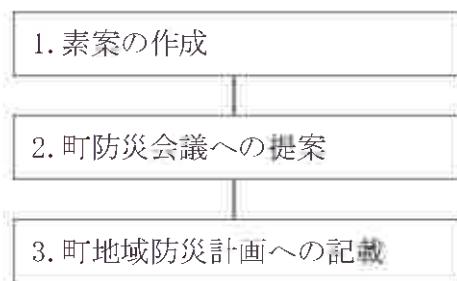
地区防災計画は以下の事項について定める。

- (1) 地区居住者等（地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者）が共同して行う防災訓練に関する事項
- (2) 地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄に関する事項
- (3) 災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援に関する事項
- (4) その他、当該地区における防災活動に関する事項

#### 2. 地区防災計画の策定手順

地区防災計画の策定は、以下の手順で行う。

##### ＜地区防災計画の策定手順＞



##### (1) 素案の作成

地区居住者等は、地区防災計画の策定を要求する際には、あらかじめ地区防災計画の素案を作成しておかなければならぬ。なお、地区防災計画の素案は町地域防災計画に抵触するものであってはならない。

## (2)町防災会議への提案

地区居住者等は、町防災会議に対し、内閣府令で定める方法により計画の提案を行う。

## (3)町地域防災計画への記載

町防災会議は、地区居住者等により地区防災計画の提案がなされた場合には、遅滞なく、当該計画策定の必要性を判断し、必要があると認められたときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

又、計画策定の必要がないと判断した場合においては、遅滞なくその旨及びその理由を地区居住者等に通知する。

## 3. 地区防災計画による防災活動の実施

地区防災計画が定められた場合において、地区居住者等は、地区防災計画に従って防災活動を実施するよう努めなければならない。

## 第2節 自主防災体制の整備計画

### 《基本方針》

阪神・淡路大震災では、地震発生直後に多くの人が近隣の住民の手によってガレキの下から救出された。又、被災者の居場所を教え救助依頼を行う等、地域の活動は情報提供源としても大きく機能している。

又、住民自らが自分達のまちを守ろうとする事は、災害を未然に防止し、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく、住民相互の連帯感の育成につながる。

そのため、日頃から災害に対する住民の意識を啓発し、自主防災組織の育成と支援体制の確立を目指す。

町の自主防災組織は、自治会及び学校区単位の「地域自主防災組織」と、危険物や福祉施設等を管理する機関、組織単位での「職域自主防災組織」とに分けて育成と強化を図り、住民の自主防災組織への積極的参加を促す。

### ＜関係法令：自主防災組織の基本方針＞

#### 基本法第5条第2項

町長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に發揮するよう努めなければならない。

### 《現況/課題》

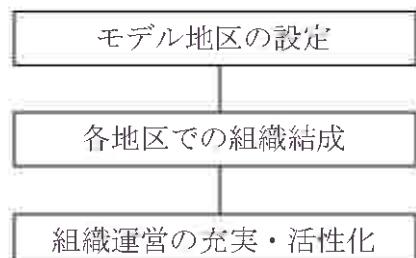
町では、新興住宅地が多く、新居住者が増加する中、住民の自主的な組織形成もこれからであり、現在、特に確立されたものはない。このため、地域的な自主防災組織の設置を検討推進している。

## 第1項 自主防災組織育成計画

### 1. 地域自主防災組織の育成計画

町は、次の計画に基づき、地域自主防災組織の結成、育成を推進する。

### ＜地域自主防災組織の育成手順＞



### (1) モデル地区の設定

当初は災害発生の危険性や地域特性を考慮して、代表的な地区を選定して組織化を図り、地域に適した組織及び活動方法のモデルを作成する。

### (2) 各地区での組織結成<sup>\*1</sup>

上記のモデル地区を参考にしつつ他地区での組織化を逐次行い、最終的には学校区単位の自主防災組織協議会の組織化を図る。

#### 1) 自主防災組織の重点地区

特に、災害による被害拡大の危険性が高い以下の地域に重点において、組織の育成を推進する。

- ア 土砂災害等の危険地域
- イ 木造家屋の集中している地域
- ウ 消防水利の不足している地域
- エ 道路事情等により消防活動の困難な地域
- オ 避難行動要支援者の集中している地域
- カ 浸水被害が想定される地域
- キ 砂防指定区域

#### 2) 自主防災組織の結成方法

自主防災組織を結成する方法としては以下の3タイプがあるが、どの方法を採用するかは地区特性を考慮して決定する。

#### ＜自主防災組織の結成方法＞

	重複型	下部組織型	別組織型
概要	自治会役員が自主防災組織の役員も兼任する。	自治会長の下に独自の役員を持つ自主防災活動部門を作る。	自治会が中心となって、自治会とは全く別個に自主防災組織を作る。
長所	組織作りが容易。活動を継続しやすい。 住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。	会長以外の役員の負担が軽い。 経験者が蓄積され、専門性が高まる。 活動の独自性を發揮しやすい。	役員全員の負担が重い。
短所	自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。		地域内に二人の長がいて、混乱や対立が起こりやすくなる。

\*1 資料 2.2.3.1 「防災単位区一覧」

### (3)組織運営の充実・活性化

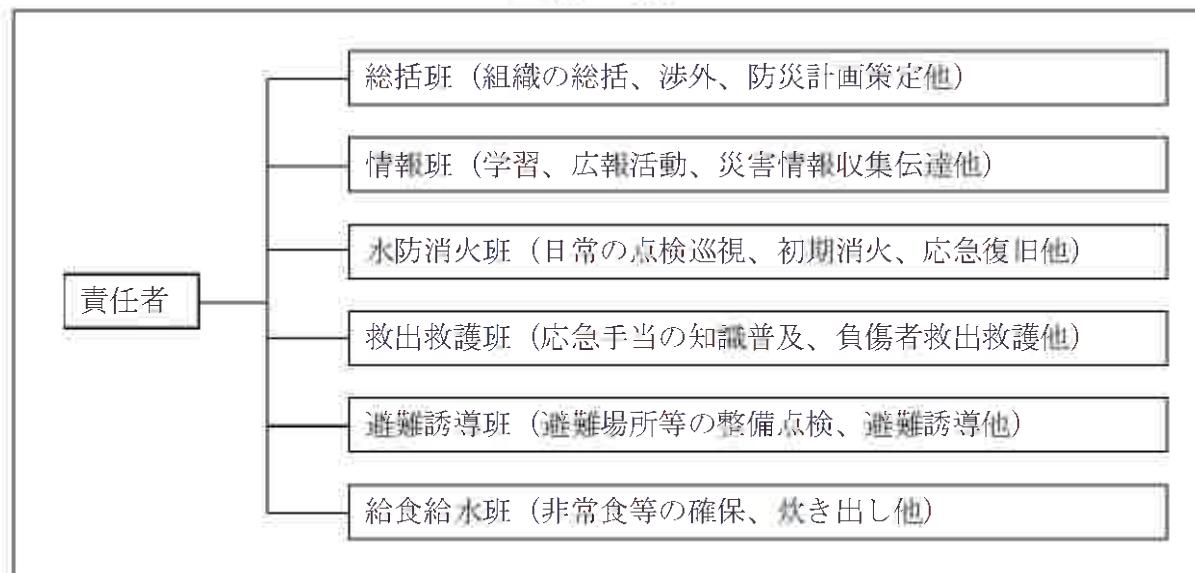
町は、自主防災組織結成後において日常及び災害時の組織運営や活動が円滑に進むよう、学習会や広報活動、防災訓練等の自主防災活動や防災資機材の整備、班編成等について指導及び助言を行う。又、自主防災組織の要として活動できる防災士の育成・強化のため、防災士養成講座の受講支援を行い、組織の充実、活性化を図る。

## 2. 職域自主防災組織の育成計画

町は、次の計画に基づき、職域自主防災組織の結成と育成を推進する。

- (1) 多数のものが出入りする施設や、危険物の製造・保管施設等における被害の防止と軽減を図るため、以下の施設を対象に、事業所や施設の規模、形態等の実態に応じ、組織や施設の代表者及び責任者を中心とした職域防災組織の育成を推進する。
- ・学校、公共施設、神社、病院等多数の者が出入りする施設
  - ・重要文化財等を管理する神社、寺院等の施設
  - ・石油類、高圧ガス、毒劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
  - ・多人数が従事する工場、事業所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
  - ・複合用途施設（利用（入居）事業所が共同である施設）
- (2) 各職域自主防災組織に対しては、その組織に適応した規約及び防災計画、活動計画、体制等を確立しておくよう指導、助言する。

### ＜組織の編成例＞



## 第2項 自主防災組織の活動内容

地域自主防災組織の活動としては、以下に示すような項目があげられるが、実際の活動計画は地域や組織の実情に応じて決定する。

なお、自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食給水」訓練等を重視して重点的に行う。

### ＜自主防災組織の活動内容例＞

活動項目	活動内容
日常活動	学習活動 ア 地域災害史や体験談の掘り起こし イ 災害についての学習 ウ 学習会や講演会の開催 エ 応急手当知識の普及
	広報活動 ア ミニコミ誌やパンフレット類の発行 イ 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 ウ 情報伝達経路の確立
	点検活動 ア 地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検及び巡視 イ 避難路、避難施設の点検整備 ウ 避難行動要支援者等の把握
	資機材整備 ア 防災資機材の整備、点検 イ 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練 ア 自主防災組織単位での防災訓練の実施 イ 連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 ウ 町等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達 ア 災害、被害情報の収集伝達 イ 避難指示、勧告の伝達 ウ 防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動 ア 危険箇所の巡視並びに予防対策 イ 被害箇所の応急復旧 ウ 初期消火活動
	避難誘導活動 ア 避難路、避難場所の安全確認 イ 避難路、避難場所の指示 ウ 避難行動要支援者、子供の避難補助 エ 避難誘導
	救出救護活動 ア 負傷者等の救出 イ 負傷者等の応急手当
	給食給水活動 ア 食料、飲料水等の確保 イ 炊き出し等の給食活動 ウ 給水活動 エ その他の生活必需品等の配給
	その他の活動 ア 文化財等の安全確保

## 第3節 企業等防災対策の促進計画

### 《基本方針》

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

### 《現況/課題》

企業等は、事業継続計画を策定するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

## 第1項 事業継続計画の策定

### 1. 災害時の企業等の事業継続の必要性

災害の多いわが国では、町はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い町を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と住民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み、企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

又、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

### 2. 事業継続計画の策定

企業等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「事業継続ガイドライン第三版（内閣府・平成25年8月）」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努める。

## 第2項 企業等の防災対策及び防災活動

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 町が行う防災に関する施策への協力
- (2) 防災訓練
- (3) 従業員等の防災教育
- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 火災その他の災害予防対策
- (6) 避難対策の確立
- (7) 応急救護
- (8) 食料、飲料水、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日分以上が目安となる）
- (9) 施設耐震化の推進
- (10) システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
- (11) 施設の地域避難所としての提供
- (12) 地元消防団との連携・協力

### 第3項 町が行う措置

町は、企業等が行う防災対策の促進のため、以下の措置を行う。

#### 1. 防災訓練

防災訓練等の機会をとらえ企業等に対し、訓練への参加等を呼びかける。

#### 2. 事業継続計画の普及啓発

企業等に対して、事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

#### 3. 事業所との消防団活動協力体制の構築

「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

※消防団協力事業所表示制度—消防団に対して事業所が、市町村等の定める協力を実行している場合に、事業所の申請又は消防団長の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

## 第4節 防災知識の普及計画

### 《基本方針》

災害を防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、防災工事や防災関係施設、設備等のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、ソフト面での防災力を向上させることが重要である。次の基本方針に基づき防災教育、訓練、調査等を行う。

- (1) 地域、職場、学校等と連携した防災訓練の実施
- (2) 防災関係職員に対する防災教育の実施
- (3) 地域、事業所等における防災リーダーの育成
- (4) 自主防災組織の育成及びそれを通じての防災教育の推進
- (5) 学校での防災教育の推進
- (6) 災害危険箇所等の調査、点検及び周知

なお、防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち、単独又は共同して住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

### ＜対象別の防災教育内容例<sup>\*1</sup>＞

対象	内容	方法、媒体
防災関係者	ア 災害に関する知識 イ 災害危険区域に関する知識 ウ 動員体制及び職員が果たすべき役割 エ 避難誘導方法	ア 研修会、講習会 イ 訓練 ウ 防災計画書
住民	ア 災害に関する知識 イ 災害危険箇所に関する知識 ウ 家族への連絡方法 エ 情報収集伝達体制 オ 避難路、避難場所等、避難時の知識 カ 初期消火方法	ア 自治会等における指導、訓練 イ 自主防災組織の育成強化 ウ 防災ハンドブック、防災パンフレット、ビデオ等の広報資料
児童・生徒等	ア 災害時の危険に関する知識 イ 火災予防及び初期消火に関する知識 ウ 安全な避難場所、避難方法等の知識 エ 災害時の安全な行動方法 オ 地域の防災対策と避難計画	ア 授業 イ 避難訓練 ウ 映画会、講演会 エ 防災副読本 オ ビデオ、スライド

### 《現況/課題》

町では、広報誌やホームページにより災害の被災地域、避難所、気象警報等の防災情報を周知し、又、災害防止月間等での大雨、台風時の対応等の防災に関する各種の情報の提供を行っていく必要がある。

\*1 資料 2.2.4.1 「防災教育の時期と場所」

## 第1項 職員に対する防災知識の普及

### 1. 防災教育の方法

職員に対する防災知識の普及は、以下の方法により行う。

- (1) 町、県や関係機関の実施する防災訓練並びに防災知識普及活動への協力や参加
- (2) 関係各部署への防災計画の配布及び説明会等の開催による計画の周知徹底
- (3) 町職員の研修内容に防災に関する事項を取り入れるほか、気象情報伝達体制、防災行政無線、非常無線通信の運用方法、所掌事務等に関する講習会等の開催

### 2. 災害対策実施要領（活動マニュアル）の習熟

災害時の応急対策を想定し、対策本部組織における対応、職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、実情に応じた活動内容を基に初動マニュアルや対策マニュアルを整備し、防災訓練を実施するなど災害対策要領の習熟を図る。

### 3. シンポジウム等への参加

災害を未然に防ぐとともに、より効率的な災害予防及び応急対策等を実施するため、町は、防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等の収集に努める。

## 第2項 住民に対する防災知識の普及

### 1. 防災知識の普及方法

住民に対する防災知識の普及は以下の方法により行う。

- (1) 防災リーダー育成のための防災セミナー、研修会開催
- (2) 防災マップ作成や非常持出品等を掲載したパンフレットの配布
- (3) 防災行政無線、広報紙、広報車及びインターネットの利用
- (4) 防災ハンドブックの配布

### 2. 防災知識普及内容

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民へ災害の危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策、家庭での予防、安全対策、様々な条件下で災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等の防災知識の普及、啓発を図る。又、災害時の家族内の連絡体制の確保を促す。

普及内容は以下のとおりである。

- (1) 災害危険箇所、危険区域
- (2) 食料・飲料水の備蓄及び備蓄場所等
- (3) 非常持ち出し品の準備
- (4) 家具等転倒防止対策・安全対策
- (5) 災害発生時に取るべき行動
- (6) 避難所での行動

- (7) 災害時の連絡体制の確保
- (8) 気象及び予報・警報に関すること
- (9) 過去の災害による被害及びそこから得られた教訓
- (10) ボランティア制度に関すること
- (11) その他の必要事項

### 3. 避難心得の周知徹底

避難のための立ち退きに万全を期するため、河川の氾濫、地すべり等の危険予想区域内の住民に対し以下の避難者心得を周知しておく。

- (1) ラジオ、テレビ等の気象予報、災害情報及び町の広報誌等による防災上の注意事項に留意する。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、トランジスタラジオ等を用意する。
- (3) 避難所、避難経路を確認しておく。
- (4) 隣近所の人と連絡方法を定めておく。
- (5) 洪水警報、崖崩れ等による避難指示の伝達経路をよく確認しておく。
- (6) 非常持出袋を準備しておく。

### 第3項 児童、生徒等に対する防災知識の普及<sup>\*2\*3</sup>

児童、生徒等及び保護者に対する防災知識の普及のため、以下の取組みを推進する。

- (1) 教材の一部として、災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等についての周知
- (2) 職員と児童、生徒が一体となった防災組織の確立
- (3) 災害時の行動計画の策定及びその周知徹底
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災関係団体と連携しての関係行事への参加
- (6) 映画、スライド等による防災知識の普及、徹底
- (7) 地域ごとの連絡網及び児童、生徒等の引き取り体制確立

\*2 資料 2.2.4.2 「防災に関する指導の内容」

\*3 資料 2.2.4.3 「防災年間指導計画（中学校の例）」

## 第5節 防災訓練の充実

### 《基本方針》

防災関係機関は、基本法第48条及び水防法第28条に基づき、災害応急対策の習熟を図るため、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民、その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施する。

### 《現況/課題》

単独又は広域で防災訓練を実施し、逐次、関係機関と合同による各種防災訓練の実施を推進している。

### 第1項 総合防災訓練

災害応急対策の完全遂行を期すため、町は関係機関との緊密な連携の下に計画的に単独又は共同して防災訓練を実施する。

#### ＜総合防災訓練計画＞

実施時期	毎年、防災週間に併せて行う。
訓練項目	ア 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援） イ 災害による被害状況の把握 ウ 救出、救護訓練 エ 給水、炊出し訓練 オ 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難） カ 防疫訓練 キ 通信訓練（電話、無電、伝達） ク 輸送訓練（資材、器材、人員） ケ 初期消火訓練 コ 水防訓練 サ 観測（水位、雨量等）、閘門等操作訓練 シ 工法訓練（各水防工法） ス その他

## 第2項 各種防災訓練

### 1. 初動対応訓練

#### (1) 組織動員訓練

地域防災計画における動員配備計画や、職員初動マニュアル等に基づき、職員動員訓練等を実施する。なお、訓練の結果については、改善点等を計画に反映し、計画の実効性向上を図る。

#### (2) 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合における情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

### 2. 水防訓練

出水時の水防活動を的確かつ迅速に遂行するため、机上又は実地において総合的かつ計画的に水防訓練を実施する。又、必要に応じて広域洪水等を想定し、隣接水防団、県、その他の関係機関と共同して訓練を実施する。

〈水防訓練計画〉

実施時期	出水期前
実施場所	危険箇所等洪水のおそれのある地域
参加機関	町、消防本部、消防団、その他関係機関
訓練項目	ア 観測訓練 イ 通信訓練 ウ 動員訓練 エ 業務訓練 オ 工法訓練 カ 機器訓練 キ 避難訓練 ク 炊事訓練 ケ 救助訓練

### 3. 消防訓練

消防機能を十分に発揮させるため、関係機関と協力して消防活動についての訓練を実施する。又、必要に応じて大火災を想定し、町、消防団、消防本部及び県が共同して訓練を実施する。

#### ＜消防訓練実施要領＞

実施時期	火災予防週間ほか随時
参加機関	町、消防本部、消防団、その他関係機関
訓練項目	ア 消防機械器具操作訓練 イ 機械運用及び放水演習 ウ 操縦訓練 エ 通信連絡訓練 オ 非常召集訓練 カ 出動訓練 キ 人命救助訓練 ク 飛び火警戒訓練 ケ 破壊消防訓練 コ 林野火災防ぎよ訓練 サ 車両火災防ぎよ訓練 シ 危険物等特殊火災防ぎよ訓練 ス 自衛消防教育訓練 セ 災害応急対策訓練

### 4. 地域避難救助訓練

災害発生時の避難、救助等の円滑な遂行を図るため、自治会や自主防災組織単位での避難救助訓練を行う。訓練の実施は、単独又は水防、消防等の救出活動訓練と複合で行う。

又、通常の訓練のほか、地域の特性等を鑑み、必要に応じて以下の訓練を実施する。

- (1) 職員、警戒巡回員及び避難誘導員に対する防災専門知識の教育・訓練
- (2) 想定される災害の種類に応じた、危険区域毎の住民に対する避難訓練の実施

※訓練の実施においては、夜間における発災等様々なケースを想定する。

### 〈避難救助訓練内容〉

実施時期	隨時
参加機関	町、消防本部、消防団 自治会、自主防災組織、その他関係機関
訓練項目	ア 情報連絡訓練 イ 避難所開設訓練 ウ 要介護者避難訓練 エ 避難誘導訓練 オ 救出、救護訓練 カ 給食、給水訓練 キ 初期消火、水防訓練

### 5. 学校避難訓練

各学校は、児童、生徒の避難要領及び防災に関する知識の習得のため、関係機関の協力を得て、避難訓練を実施する。

訓練の具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ各学校において立地条件その他を勘案のうえ定める。

### 〈避難訓練内容〉

実施時期	学期始め、災害多発時、防火週間中等に年1回以上
参加機関	学校、その他関係機関
訓練項目	避難訓練

### 6. 図上訓練

町は、対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。

## 第6節 住民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

### 第1項 家庭における心得

#### 1. 平常時の心得

- (1) 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など危険な箇所がないか、ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。
- (3) 飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- (4) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (5) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (6) 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。

#### 2. 大雨・台風等風水害発生時の心得

- (1) 外出は必要最低限とする。

風水害時に田畠の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多く発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。

- (2) 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。

「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子を見せず、率先して避難する。

緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。

緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などには、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び救助を待つ。

- (3) 子どもとはぐれないようにする。

子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。

- (4) 避難の際は、長い杖を携行し、ひもでしめられる運動靴で避難する。  
裸足、長靴は歩行に支障が出るため、ひもでしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。
- (5) 避難したら安全が確認できるまで帰らない。  
家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようとする。
- (6) 車での避難には注意する。  
車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウィンドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。
- (7) 情報収集を怠らない。  
雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。
- (8) お年寄りや子ども、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。

### 3. 竜巻災害発生時の心得

- (1) 屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。  
※ただし、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。
- (2) 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。  
※ただし、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

### 4. 土砂災害発生時の心得

- (1) 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。
- 1) 土石流の前触れ
- ・山鳴りがする。
  - ・川が濁り、流木が混ざり始める。
  - ・雨が降り続いているのに、川の水位が下がる。
- 2) 地すべりの前触れ
- ・地面がひび割れたり、陥没する。
  - ・擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。
  - ・家の戸が開かなくなる。
  - ・沢や井戸の水が濁ったり、減少する。

### 3) がけ崩れの前触れ

- ・がけから小石がぱらぱら落ちてくる。
- ・がけに割れ目ができる。
- ・がけから濁った水がわき出る。
- ・わき水が濁る。

### (2) 土砂災害が迫って逃げる際には、流れに直角に避難する。

土砂災害が迫って逃げる際には、土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。

## 5. 外出時の心得

河川上流付近が大雨により下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。

## 第2項 職場における心得

### 1. 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

### 2. 災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

## 第3 効果的な応急活動のための事前対策

### 第1節 広域応援・受援体制の整備

#### 《基本方針》

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備しておく。

又、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮する。

町は、災害応急対策を行うために必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。又、町は、他市町村へ職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

町及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

#### 《現況/課題》

町では、大規模な災害が発生した場合に備え、その被害を最小限にするため、次の応援協定等を締結している。<sup>\*1</sup>

- (1) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成17年4月26日）<sup>\*2</sup>
- (2) 福岡都市圏市町村消防相互応援協定（平成18年10月10日締結）<sup>\*3</sup>
- (3) 福岡県消防相互応援協定（平成25年3月28日締結）<sup>\*4</sup>
- (4) 福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定（平成21年7月23日締結）<sup>\*5</sup>
- (5) 福岡県広域航空消防応援実施要綱（平成18年10月10日締結）<sup>\*6</sup>
- (6) 一般廃棄物の処理に関する相互協力協定（平成12年12月25日締結）<sup>\*7</sup>
- (7) 災害時における多々良川流域関連公共下水道施設の復旧支援協力に関する協定（平成29年2月2日締結）<sup>\*8</sup>
- (8) この他の協定・覚書等防災体制の拡充が必要である。

\*1 資料 2.3.1.1 「災害応援協定一覧」

\*2 資料 2.3.1.2 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」

\*3 資料 2.3.1.3 「福岡都市圏市町村消防相互応援協定書」

\*4 資料 2.3.1.4 「福岡県消防相互応援協定書」

\*5 資料 2.3.1.5 「福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書」

\*6 資料 2.3.1.6 「福岡県広域航空消防応援実施要綱」

\*7 資料 2.3.1.7 「一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書」

\*8 資料 2.3.1.8 「災害時における多々良川流域関連公共下水道施設の復旧支援協力に関する協定」

## 第1項 他市町及び関係機関等との相互応援体制の整備

### 1. 市町村間の相互協力体制の整備

町は、平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、このほか、近隣市町と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するように努める。

### 2. 県との連携体制の整備

町は、災害時の県に対する応援及び応急対策の実施等の要請が円滑に行えるよう、事前に協議をする等の必要な措置を講ずる。

### 3. 自衛隊との連携体制の整備

町は、県と自衛隊との「福岡県大規模災害対策連絡協議会設置要綱（平成7年8月設置）」における協議や防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

### 4. 関係機関との連携体制の整備

#### (1) 警察（粕屋警察署）

町は、平素から警察署及び交番との緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう応援体制の整備を推進する。

#### (2) 消防機関（粕屋南部消防本部）

町は、消防機関との「消防相互応援協定」等を通じて、人命救助活動等の支援体制の充実に努める。

### 5. 航空機による相互応援体制

大規模灾害が発生した場合に、航空機を利用した消防活動に関して相互応援を行えるよう、必要な体制を整備する。

### 6. 支援活動の準備

被災市町村及び各関係機関より応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について準備しておく。

又、職員が派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることの無いよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

## 7. 受援計画

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて内滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定める。

又、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

### 第2項 広域一時滞在の受入体制の整備

#### 1. 広域一時滞在の協定の締結

町は、大規模災害時において、被災者の町域を越えた避難が必要となることを想定し、県内外の他市町村への避難（広域一時滞在）のための協定の締結に努める。

#### 2. 広域一時滞在の受入体制の整備

町は、他市町村からの広域一時滞在の受入れに備え、受け入れ先の避難所の選定等、受入体制の整備を推進する。

## 第2節 防災施設、資機材等の整備

### 《基本方針》

災害に速やかに対処するため、防災施設、資機材等の整備、拡張等について、以下の内容に努める。

- (1) 現在、整備されている防災施設、設備や資機材の現況を把握しておく。
- (2) その機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に防災施設、設備や資機材を点検し、整備補強を図る。
- (3) 未整備あるいは不足している防災施設、設備や資機材の計画的な整備を推進する。
- (4) 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- (5) 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先をあらかじめ定めておく。

### 《現況/課題》

必要な防災施設、資機材等の整備については、設備投資の限界もあり、広域的支援に頼らざるを得ない状況にある。全般的な防災施設等の整備には、将来的な構想と柔軟な運用について様々な検討が必要である。

現状においては、関係機関からの調達体制の整備も充分とは言えないことから、運用体制を優先して整備検討する必要がある。

### 第1項 防災中枢機能等の確保・充実

#### 1. 防災中枢機能等の整備計画

##### (1) 防災中枢機能の拡充

公共施設は、災害時に地域の災害対策活動の拠点となり得るため、防災中枢としての機能整備に努める。それぞれの所管する施設の安全性を確認し、装備資機材の状況を把握し利活用を進める。

その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

## 第2項 装備資機材等の整備充実

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備し、隨時点検を行い保管に万全を期する。

又、災害時における必要な資機材等の円滑な調達を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

＜主な整備資機材＞

項目	主な資機材名称	備考
気象観測施設、設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨量・水位計</li> <li>・ Web カメラ</li> <li>・ 計測震度計</li> </ul>	本項に記載
給水用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給水車</li> <li>・ ポリ容器</li> </ul>	同上
水防用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救助艇</li> <li>・ ビニールシート</li> <li>・ 土嚢、ロープ</li> </ul>	第2編 第1章 第1 第1節 「治水治山の予防」参照
消防用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火薬剤</li> <li>・ 消火器</li> </ul>	第2編 第1章 第1 第3節 「火災の予防」参照
救助用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急車</li> <li>・ 特殊消防車</li> </ul>	第2編 第1章 第3 第12節 「医療救護体制の整備」を参照
医療救護用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電機</li> <li>・ 人工透析他救急機材</li> </ul>	第2編 第1章 第3 第12節 「医療救護体制の整備」を参照
防疫用資機材	・ 防疫用薬剤	第2編 第1章 第3 第17節 「保健衛生・防疫体制の整備」 参照
流出油処理資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吸着剤</li> <li>・ オイルフェンス</li> </ul>	第4編 第4章 第2節 「危険物等災害予防計画」参照
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信機</li> <li>・ 応急仮設住宅用資機材</li> <li>・ 電気、ガス、上下水道等の応急復旧用資機材</li> <li>・ 自家発電機、充電器</li> </ul>	第2編 第1章 第1 第8節 「上水道、公共下水道施設の災害予防」、第3 第5節 「情報通信体制の整備」、第16 節 「住宅の確保体制の整備」参照 この他は本項に記載

## 1. 給水用資機材の整備

災害時において、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

### (1) 整備項目

- ア 広域避難場所への震災対策用貯水施設・震災対策用応急給水施設の設置
- イ 学校等のプール施設の活用
- ウ ろ過器の配備
- エ 給水車、ポリ容器の配備
- オ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄

## 2. 非常用電源の整備

長期にわたる停電に備え、自家発電及び同充電器の設置を推進する。又、バッテリーの充電不足ほか、予期せぬ停電時に備えて、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

## 3. 災害時民間協力体制の整備

町は、レンタル資機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、資機材等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

## 4. 配慮事項と分散備蓄

町は、資機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がいのある人、女性等にも配慮にもするとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

## 第3項 災害時用臨時ヘリポートの整備

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

### 1. 臨時ヘリポートの選定基準<sup>\*1</sup>

臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から基準に留意して選定する。

算定基準については、資料編に示すとおりである。

\*1 資料 2.3.2.3 「臨時ヘリポート設定時の目安要件」

## 2. 臨時ヘリポートの標示

臨時ヘリポートには、以下の標示を行う。

- (1) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
- (2) 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

## 3. 危険防止上の留意事項

臨時ヘリポートにおいては、危険防止のため以下の事項に留意する。

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

## 4. ヘリポートの管理

町は、選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

## 5. 県への報告

町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

又、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

## 第3節 災害救助法等の運用体制の整備

### 《基本方針》

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、町においてその運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備しておく。

又、被災者が適切に各種の支援を受けられるよう、罹災証明の迅速な交付体制を整備する。

### 第1項 災害救助法運用体制の整備

#### 1. 災害救助法の運用に関する習熟

町は、自己研鑽や県の実施する災害救助法実務研修会に積極的に参加する等により、災害救助法の運用について内容に充分習熟しておく。

#### 2. 運用体制の整備

町は、災害救助法の運用のための体制を整備する。

#### 3. 必要資料の整備

町は、「災害救助の運用と実務」(第一法規出版)、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

#### 4. 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について県の指導を受け、災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

### 第2項 罹災証明書交付体制の整備

町は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を確保し、災害時に罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、以下の措置を講ずる。

- (1) 罹災証明書の交付のための調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成
- (2) 他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保
- (3) その他、罹災証明書の交付のための必要な措置

## 第4節 気象観測体制の整備

### 《基本方針》

気象等観測施設の設置者及び管理者は、常に観測が正確に行われるよう、観測設備を整備するとともに、観測者の観測技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備充実に努める。

#### 1. 気象観測施設、設備整備計画<sup>\*1\*2</sup>

土砂災害や河川の氾濫の危険性は、集中豪雨等によって引き起こされるもので、降雨量のデータ蓄積が非常に重要となる。同時に地方気象台や県から気象予報、警報として伝達されるが、局地的な豪雨等の場合には的確な情報を得にくい場合がある。

そのため、町域における降雨量等の気象情報を的確に得られるよう、以下の整備計画に従い気象観測施設等の整備を推進する。

ア 災害発生の危険予知や適切な避難指示ができるよう、新設する雨量観測所を含めて、テレメーター方式への切り替えを関係機関に要請する。

イ 河川氾濫、土砂災害等の危険性が高い地区での雨量観測所の新設を検討する。

ウ 町全域あるいは災害危険地域周辺の気象データを速やかに収集できる施設の整備を推進する。

\*1 資料 2.3.4.1 「町」の雨量・水位観測計」

\*2 資料 2.3.4.2 「町」の計測震度計」

## 第5節 情報通信体制の整備

### 第1項 情報通信施設等の整備

#### 1. 無線通信施設の整備計画

##### (1) 防災行政無線

防災行政無線とは、「災害時における災害応急対策並びに住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため町において設置する無線通信設備」をいい、次の計画を推進する。

- ア 災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線等の整備、充実（耐震・デジタル化等）を図る。
- イ 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備、充実を図る。
- ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備を整備する。
- エ 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間等運用体制の確立を図る。
- オ 主要防災関係機関への通信回線を設置する。
- カ 防災行政無線と全国瞬時警報システム（J-ALERT）との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築する。
- キ 避難所（小・中学校）等への半固定型無線機の設置を検討する。
- ク 各防災無線局の施設及び各機器の機能について、定期的に保守点検を行う。

##### (2) 消防無線

消防無線とは、「消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため消防本部において設置した無線通信設備」をいい、次の整備を推進する。

- ア 地域防災無線を有効に機能させるため、夜間等運用体制の確立を図る。
- イ 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。
- ウ 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。
- エ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

##### (3) 福岡県防災・行政情報通信施設

防災情報通信施設として、県は以下の方針により「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し、その運用を図っている。

- ア 災害に強い通信網を構築し、県、各市町村、消防本部間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確保する。
- イ 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報機能の拡大を図る。
- ウ 高度情報通信網を生かし、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を図る。

#### (4) 防災相互通信用無線の整備計画

防災相互通信用無線局は、基本法第2条に規定する指定行政機関等、地方公共団体及び地域防災関係団体（地域の防災対策を実施するための行政機関、公共機関及び地方公共団体の出先機関並びに企業等によって組織された団体）が開設することができる。

又、防災相互通信用無線局の開設にあっては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用ができるよう平常時及び災害発生時における無線局の運用について協定等を結ぶこと、並びに地方非常無線通信協議会又は地区非常無線通信協議会への加入が条件となっている。

町及び防災関係機関は、以下の整備を推進する。

- ア 災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の整備を県と連携して整備推進する。
- イ 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備充実を行う。

#### (5) 無線局の定期点検

災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。

### 2. 災害時優先扱いの電話（有線通信設備）整備計画

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

災害時優先電話の使用については、西日本電信電話㈱へ依頼する。

町及び関係機関は、以下の事項を行い、災害時優先扱いの電話等の有効的な活動体制の整備を行う。

- (1) 内部機構における災害時優先扱いの電話をさらに有効に活用できるように、位置付けを的確に行う。
- (2) 災害時優先扱いの電話を有効に活用できるよう西日本電信電話㈱の規定に基づき、多様な有線回線の確保に努める。
- (3) 電気通信設備の整備と防災管理に努め、有線通信設備を効果的に活用できるよう、電話網運営体制の整備検討を行う。
- (4) 西日本電信電話㈱は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、関係機関が災害時優先扱いの電話をさらに有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。
- (5) 優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を整備推進する。

### 3. 通信設備優先利用等の協議

町は、基本法に基づく通信設備の優先利用及び放送、インターネットを利用した住民への情報提供の要請等について、その必要を認める機関とあらかじめ協議しておく。

## 第2項 防災情報システムの整備

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、以下に示す各種防災情報システムの整備、充実を行う。

- (1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、町災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの検討を行う。
- (2) 既存の各種情報メディアを活用して、次の項目のデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。
  - ・安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）
  - ・罹災証明情報（建物被災程度等）
  - ・生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

## 第6節 広報・広聴体制の整備

### 《基本方針》

災害時に住民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を整備する。

### 第1項 被災者への的確な情報伝達体制の整備

#### 1. 広報体制の整備

町及び関係機関は、あらかじめ以下の事項を行い、災害時の広報運用体制を整備する。

- (1) 広報重点地区（各災害危険地区）の把握
- (2) 各地区の要配慮者の把握
- (3) 広報・公聴担当者の習熟
- (4) 広報文案・録音テープの作成
- (5) 広報優先順位の検討

#### 2. 広報手段の検討

##### (1) インターネット等を通じた情報交換

情報化の進展に伴い、インターネット等の情報伝達手段による情報交換を行えるよう、伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

##### (2) 広報手段の複数化

住民への広報手段は、代替手段も含めた複数手段となるよう留意する。

#### 3. 要配慮者への広報手段の検討

##### (1) 多様な情報メディアの活用方策の検討

ケーブルTV等の地域のメディアを活用し、視聴覚障がい者等に対する音声・文字情報による情報の提供システムを検討する。

##### (2) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対して的確に広報を行えるよう、町内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

#### 4. 防災気象情報の伝達

町は、防災気象情報の伝達等について、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

#### 5. 災害緊急情報自動配信システムの活用

町は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

## 6. 安否情報等の収集及び伝達

町は、通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。

## 7. 大規模停電時における体制の整備

町は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

## 8. 情報の整理

町は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

## 9. 情報伝達の体制

町は、要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者、車中泊、テント泊等の避難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努める。

広報・広聴活動は、関係機関との連携を図りながら実施する必要があることから、相互に連絡先を確認するなど、連絡体制を整備する。

## 第2項 報道機関との連携体制の整備

各防災機関は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定めるなど、連携体制を整備する。

## 第3項 要配慮者への情報提供体制の整備

災害時は要配慮者もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急連報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者を考慮した広報体制を整備するよう努める。

又、聴覚障がいのある人や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど、必要な体制の整備に努める。

## 第7節 二次災害の防止体制の整備

### 《基本方針》

町は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進する。又、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

### 第1項 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

町は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員OBなど）の登録等を推進する。町は、平當時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

### 第2項 危険物施設等災害予防計画

#### 1. 消防法上の危険物

県（防災危機管理局）、消防本部及び消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物の関係者は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平當時から次により危険物施設の安全確保に努める。

##### (1) 危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な災害発生による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

##### (2) 消防機関が実施する対策

ア 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

イ 危険物施設の関係者に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

## 第8節 避難誘導体制の整備

### 《基本方針》

町は、災害から住民の生命及び身体を守り、又、災害により住居を失った住民の当面の生活の場を確保するため、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定する。又、災害時の迅速・円滑な避難のため必要な対策を行う。

### 第1項 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定<sup>\*1\*2</sup>

町は、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

指定緊急避難場所及び指定避難所の概要は以下のとおりである。

#### ＜避難施設の種類と概要＞

名称	目的・概要	選定対象
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のために住民等を一時的に避難させるための場所</li> <li><input type="radio"/> 災害の発生により生命等の危険が迫っているときに、これらから逃れることを目的とする</li> </ul>	施設又は場所
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 災害により住居を失った被災者等を滞在させるための施設</li> <li><input type="radio"/> 災害による生命等の危険が去った後、必要に応じて開設する</li> </ul>	公共施設 その他の施設

※ 1つの施設を指定緊急避難場所及び指定避難所の双方に指定しても良い

\*1 資料 2.3.8.1 「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」

\*2 資料 2.3.8.2 「指定避難所・指定緊急避難場所位置」

## 1. 指定緊急避難場所の選定要件

指定緊急避難場所は、災害の種類ごとに、以下の要件を考慮して選定する。

### <指定緊急避難場所の要件>

想定する災害	要件
全て	<p>① 管理の方法が次の基準に適合すること</p> <p>ア 災害時に開放できること</p> <p>イ 居住者等受入部分（下記②イ.における居住者等受入部分までの経路も含む）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること</p>
地震以外	<p>② 安全区域（※1）内にあること又は安全区域外であっても以下の基準に適合すること</p> <p>ア 想定する災害に対して安全な構造であること（※2）</p> <p>イ 洪水等を想定した施設の場合、想定される浸水の高さ以上の高さに居住者等受入部分（※3）があり、その場所までの経路があること</p>
地震	<p>③ 以下のいずれかに該当すること</p> <p>ア （建物の場合）建築基準法における耐震性の基準に適合すること</p> <p>イ （建物以外の場合）周辺に地震により危険となることが想定される建築物や工作物がないこと</p>

※1：災害が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域のこと。

※2：当該災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。又、当該災害が津波である場合には、建築基準法における耐震性の基準に適合すること。

※3：避難者の受け入れの用に供すべき屋上その他の部分のこと。

## 2. 指定避難所の選定要件

指定避難所は以下の要件を考慮して選定する。

なお、一般的な避難所に加え、要配慮者を対象とした福祉避難所の指定も検討する。

### ＜指定避難所の要件＞

対象	要件
全ての指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること</li> <li>② 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること</li> <li>③ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること</li> <li>④ 想定される災害による影響が比較的小ない場所にあること</li> </ul>
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 要配慮者の良好な生活環境の確保のために必要な以下の基準に適合すること           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること（バリアフリー化等）</li> <li>イ 災害時に、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることが出来る体制が整備されること</li> <li>ウ 災害時に、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること</li> </ul> </li> </ul>

## 3. 管理者の同意の取得

町は、町の管理する施設以外の施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定するときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

## 4. 施設管理者による届出

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された施設の管理者（町を除く）は、当該施設に関する以下の事項を行う場合、その旨を町に届け出なければならない。

ア 施設の廃止

イ 避難者受入れ部分の面積の 10 分の 1 以上の面積の増減を伴う改築（指定避難所のみ）

## 5. 指定の取消し

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所が廃止されたとき、又は上述の要件に適合しなくなったときには、当該施設の指定を取り消す。

## 6. 指定の追加

- 町は、以下の方針に従い、必要に応じて指定避難所等を追加する。
- ア 指定避難所が近辺にない地区について、指定避難所の新設を検討する。
  - イ 指定避難所における一人あたりの占有面積は、有効面積（延床面積の70%）を対象に $2\text{m}^2/\text{人}$ 以上とし、想定される避難者数がこの基準により算定される収容人員を大幅に上回る場合には、指定避難所の新設や拡張等について検討する。
  - ウ 災害時の安全性に不安のある公共施設や老朽化した公共施設の改良（鉄筋コンクリート造りや耐火建築物への変更）を行うことにより、新たに指定避難所に指定する。

## 7. 県への通知及び公示

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定又は指定の取消しを行ったときには、その旨を県に通知するとともに、公示する。

# 第2項 指定避難所等の機能の整備

## 1. 設備の整備<sup>\*3</sup>

- 町は、以下の計画に従い、指定避難所等に必要な設備を整備する。
- (1) 指定避難所に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画にしたがって逐次整備していく。又、不足設備等の緊急調達方法や場所について、事前に検討しておく。
  - (2) 地域住民が指定緊急避難場所へ安全かつ速やかに到達できるよう、カラー舗装や避難所誘導標識等の設置を進める。
  - (3) 救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効なヘリコプターの発着場としての整備に努める。特に、夜間照明設備等の設置を推進する。
  - (4) 対策本部と避難施設との連絡を確保するため、電話回線、防災行政無線、パソコン等の通信施設の整備を検討する。

## 2. 管理・運営体制の整備

指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、確実な避難所開設を行えるよう複数箇所での管理体制を整備する。又、避難所運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等の作成を検討する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

# 第3項 避難路の選定

避難路については、避難区域や道路整備状況等の条件が異なるため、統一的な基準での設定が困難であるが、基本的には幅員が比較的広く、安全と考えられる道路を選定する。

\*3 資料 2.3.8.3 「避難地に必要な施設と設備（例）」

#### 第4項 円滑な避難誘導のための備え

町は、災害時の円滑な避難誘導のため、以下の事項を行う。

- (1) 過去における主な灾害、あるいは地域的条件を考慮し、地区別の具体的な避難施設、避難経路等をあらかじめ住民に周知しておく。
- (2) 災害時の避難が円滑に行われるよう、避難誘導員の選定や避難誘導方法（緊急移送方法等）及び情報伝達方法の整備等を行う。
- (3) 各避難所の責任者をあらかじめ定めておき、収容予定地区及び氏名等のリストを平時において作成しておく等、避難者の受け入れや生活支援等が円滑に進むようにしておく。
- (4) 学校、病院、宿泊所等多数の者を収容する施設では、平素から避難計画の策定、警察、消防団等と協力した要配慮者に十分考慮した避難訓練等を行い、有事に備えるよう指導する。

## 第9節 交通・輸送体制の整備

### 《基本方針》

災害発生時の応急活動においては、人や物資・資機材の輸送が重要となる。災害時の混乱した状況でも迅速、確実な輸送活動が行えるよう、あらかじめ必要な体制を整備する。

### 第1項 緊急通行車両の事前届出

町及び関係機関は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きの実施のため、必要に応じて、県公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行う。

#### 1. 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両である。

- (1) 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両とする。
- ・警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
  - ・消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - ・被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - ・施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - ・清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
  - ・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - ・緊急輸送の確保に関する事項
  - ・その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 指定行政機関等の長が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により當時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

#### 2. 事前届出の申請

事前届出の申請要領は以下のとおりである。

申請者	基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む）
申請先	申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部 交通規制課
申請書類	緊急通行車両事前届出書（2通）及び以下の添付書類 <ul style="list-style-type: none"><li>・申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類（1通）</li><li>・自動車検査証の写し等</li></ul>

### 3. 事前届出済証の保管及び車両変更申請

関係機関は、事前届出済証を適正に保管するとともに、事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

### 4. 協定終結事業者への周知

町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

## 第2項 緊急輸送体制の整備

### 1. 輸送車両等の確保

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。又、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

### 2. 輸送施設・輸送拠点の整備

町は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握する。

又、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、上記の輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮する。

### 3. 緊急輸送道路の啓開体制の整備

町は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておく。

又、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう努める。

## 第10節 帰宅困難者支援体制の整備

### 第1項 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

### 第2項 想定される事態

#### 1. 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動搖が発生する。特に、事業所等への出勤者以外は、一時滞在できる場所がない場合、無秩序な群衆となってターミナル駅へ殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

又、多くの人々が公共施設や大規模民間施設を一時休息や情報収集ができる場所と考え、集まってくれることも予想される。

#### 2. 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇し、一斉に大量の人間が帰宅行動をとることによる交通の支障、沿道での食料、飲料水、トイレ等の需要の発生など、帰宅経路における混乱も予想される。

#### 3. 安否確認の集中

災害発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒや災害応急対策活動に支障が生じることが予想される。

又、家族等の安否が確認できない場合、本人は勤務先等に一時滞在でき帰宅を要しない状況であっても、無理に移動を開始し、帰宅困難者となることが考えられる。

#### 4. 食料、飲料水、毛布などの需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生することも予想される。この際、職場等において食料、飲料水、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

### 第3項 帰宅困難者対策の実施

#### 1. 基本的な考え方

帰宅困難者が引き起こす最大の問題は、帰宅困難者が路上等に溢れることにより、避難や緊急車両の通行、救助隊の活動等が妨げられ、被災者の生命・身体に危険を及ぼすことである。このため、帰宅困難者対策は、この状況を回避することを最優先に、「帰宅困難者の発生の抑制」、「発生した帰宅困難者の迅速な収容」、「円滑な帰宅の促進」のための対策を実施する。

その上で必要となる対応は、むやみに移動を開始しないことの啓発、事業所等における備蓄、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設の提供、帰宅支援、ターミナル駅等での混乱防止等、多岐にわたるものであるが、膨大な数の帰宅困難者への対応は、災害による多数の死傷者・避難者が予想される中にあって、行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。

このため、事業所、住民等は、帰宅困難者対策に積極的に協力する。

#### 2. 町の対策

##### (1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅周辺のビジョンでの表示、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

- ア 公共交通機関の被害、運行状況等の収集体制の構築
- イ 各交通事業者に対し、発災時の運行情報発信の徹底を要請
- ウ 道路情報の収集伝達体制の構築
- エ その他の情報収集伝達体制の構築

##### (2) 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援

スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び、福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

##### (3) 一時滞在施設の提供

帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者や観光客等の帰宅困難者を、所管する施設で一時的に収容することができないか検討を行う。

又、町は、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設を確保するとともに、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努める。

##### (4) 徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水道水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

### (5)事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進

事業所や通勤者等に対し、むやみに移動を開始しないこと、従業員等が一時滞在することを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒步帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備について、インターネット、広報紙、リーフレットの配布、帰宅困難者対策訓練等を通じ、啓発に努め、実施を推進する。

### (6)観光客対策

国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在施設の確保や輸送対策等の体制作りに努める。

## 3. 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及

発災直後は、町の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点をおくため、膨大な数の帰宅困難者を行政機関が直接誘導することは極めて困難である。帰宅困難者が無統制な群衆になると、パニック発生の大きな要因となったり、二次災害が発生したりするおそれがある。このため、町は、下記の心得の普及を図る。

### (1)むやみに移動を開始しない

帰宅困難者の路上等への滞留による混乱を回避するため、帰宅できない状況になってもむやみに移動を開始せず、まずは、通勤・通学先や、一時滞在が可能な場所に身を寄せることを基本に行動する。

※ 正確な情報を入手せずむやみに移動を開始すれば、市街地等の混乱を引き起こすほか、倒壊の可能性のある家屋や火災発生地域、通行不能な場所等に行き当たっては迂回が必要となり、逆戻りなどにより無駄に体力を消耗することもある。

### (2)まず安否確認をする

家族等の安否が確認できなければ、一時滞在施設に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。電話や電子メール・携帯メールのほか、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

### (3)正確な情報により冷静に行動する

公共機関等が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら冷静に判断する。

### (4)帰宅できるまで帰宅困難者同士が助け合う

一時滞在できる屋内施設には、要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊娠婦等）を優先して収容する、物資が少ない場合はこれらの者に優先的に配布する等の配慮をする。

#### 第4項 事業所、住民等の役割

帰宅困難者対策は、幅広い分野にわたるとともに、行政を越える対応も必要となる。このため、帰宅困難者に関する事業所、住民等全ての関係者がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。

事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。帰宅する者に対しては、安全確保に留意し、適切な措置を行うこととする。

又、徒歩帰宅者支援ステーションの設置協定の締結、一時滞在施設の提供等に対し、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な限り協力することとする。その際は、要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊娠婦等）に優先して場所を提供する。帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、平常時からの備えに努め、発災時には冷静に行動することとする。

#### 第5項 官民連携による都市の安全確保対策

町は、緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めることに努める。

## 第11節 保健医療活動の調整

大規模災害が発生した場合、県対策本部の協力支援を要請する。その上で町は、災害対策に係る保健医療活動に協力する。

### 第1項 保健医療活動調整体制

町は、大規模災害が発生した場合に、速やかに保健所、保健医療活動チーム（D M A T、J M A T、日本赤十字社救護班、D P A T等の医療救護班、保健師班、栄養士班その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（県外派遣を含む。））その他の保健医療活動に係る関係機関との情報連携等を行うための活動に協力する。

#### 1. 福岡県保健医療調整本部

保健医療調整本部の組織及び運営については、「福岡県保健医療調整本部設置要綱」に定めるところによる。

##### (1) 県本部の構成

県保健医療調整本部には、保健医療介護部各課（室）及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調整本部に係る事務を行う。

##### (2) 県関係機関への協力

町は、県・保健所等の災害時健康管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣が可能となるよう、平時から、必要な人材の育成を支援する。

## 第12節 医療救護体制の整備

### 《基本方針》

大規模な災害発生時には、多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。又、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

### 第1項 医療救護活動要領への習熟

町及び関係機関は、県地域防災計画、町地域防災計画における災害時の応急医療、救急活動に関する計画及び「福岡県災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

### 第2項 医療救護体制の整備

#### 1. 情報収集・連絡体制の整備

町及び医療機関は、発災時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

又、医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して救急医療情報システム等の情報ネットワーク化を検討推進するとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

#### 2. 医療救護班の整備

町は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、柏屋医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ救護班を編成する。

##### (1)編成対象機関

医療救護班は以下の機関を対象に編成する。

- ア 町（医療機関等、柏屋医師会）
- イ 県（保健福祉（環境）事務所）、国（大学病院、国立病院機構、療養所、その他国関係病院）
- ウ 福岡県医師会、福岡県歯科医師会、日本赤十字社福岡県支部、災害拠点病院

##### (2)編成基準

医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定める。

### 3. 医療機関の災害対策

医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画の作成に努める。又、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じる。

### 4. 医療救護用施設、資機材及び医薬品等の整備

#### (1) 救急救助用資機材の整備

町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

#### (2) 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

#### (3) ヘリコプター離着陸場の整備

町は、救急病院等の近隣の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておく。

#### (4) 医療機関の機能維持体制の整備

医療機関は、医療施設の耐震性の強化に努める。又、医療機能を維持するために必要な水、電力、ガス等の安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておく。

### 5. 住民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、町は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

## 第3項 傷病者等搬送体制の整備

### 1. 情報連絡体制

医療機関及び消防機関は、傷病者の迅速かつ的確な搬送のため、相互の情報連絡機能の確保を行う。

### 2. 搬送経路

消防機関は、搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

### 3. 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求されるため、消防機関及び医療機関は、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

## 第13節 要配慮者安全確保体制の整備

### 《基本方針》

要配慮者は、災害発生時に犠牲になるリスクが高くなると考えられる。又、社会福祉施設、病院等の施設では、常時入所者に加え、被災した高齢者、傷病者の対応に迫られることがある。

そのため、地域毎の要配慮者に関する現状把握を含め、高齢者や障がい者、未来を担う子供達等の安全確保に努めるとともに、地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指し、要配慮者の安全確保に努める。

### 《現況/課題》

要配慮者の対象となる65歳以上の老人人口は10,715人、高齢化率29.0%（令和5年）である。高齢化の進行に伴って、要配慮者数の増加、特に、寝たきり高齢者や独り暮らし高齢者といった何らかの援助を要する者は、確実に増加することとなる。

このような在宅の要配慮者に関しては、福祉や医療の問題にとどまらず、災害時の防災面における地域対応等の問題を抱えている。

## 第1項 社会福祉施設、病院等の対策

### 1. 組織体制の整備

#### (1)町の役割

町は、災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、病院等の管理者を支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を行う。

#### (2)社会福祉施設、病院等の役割

要配慮者等が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備え非常災害対策計画を作成するとともに、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るものとし、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮した体制整備を行う。

又、町、施設相互間、自治会及び自主防災組織等と連携をとり、要配慮者等の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

### 2. 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

#### (1) 要配慮者自身の災害対応能力や、社会福祉施設、病院等の立地条件を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

- (2) こども教育総合支援センターを有効に利用し、地域福祉の拠点としての機能の充実に努める。又、高齢者や障がい者等の多様なニーズに対応した保健、医療、福祉の連携をはじめとした総合的な拠点機能施設の整備についても検討する。
- (3) 保健、医療、福祉の連携を基盤とした「地域社会福祉計画」の策定、「障がい者計画」、「高齢者保健福祉計画」の推進等、地域保健医療の充実に努める。

### 3. 防災設備等の整備

- (1) 町は、社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、要配慮者の安全を確保するための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）を推進する。
- (2) 社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後も施設入所者の生活を維持するため、物資及び防災資器材等の整備の充実を推進する。
- (3) 災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備の整備を推進する。
- (4) こども教育総合支援センターの機能の充実を図る。

## 第2項 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定

- (1) 町は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。
- (2) 要配慮者等が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備え非常災害対策計画を作成するとともに、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るものとし、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

## 第3項 保育園等における対策

町は、保育園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における児童の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

## 第4項 避難行動要支援者対策

### 1. 避難行動要支援者名簿の作成

町は、在宅の要配慮者への迅速・円滑な避難支援及び安否確認の実施のため、町内に居住する要配慮者のうち、災害時の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿及び個別支援計画を作成する。

## (1) 避難行動要支援者名簿及び個別支援計画作成のための情報の収集

町は、避難行動要支援者名簿作成及び個別支援計画のため、関係部局間で要配慮者に関する情報を共有する。

又、必要に応じて、県その他の関係機関に対して名簿作成のための情報の提供を要請する。

## (2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲の決定

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は、特に以下の事項に留意して決定する。

## ア 避難のために必要な以下の能力の有無

- ・警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ・避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ・避難行動をとるうえで必要な身体能力

## イ 地域による避難支援の必要性があるか（同居家族の有無等）

## (3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には以下の事項を記載する。

## ア 氏名

## イ 生年月日

## ウ 性別

## エ 住所又は居所

## オ 電話番号その他の連絡先

## カ 避難支援等を必要とする事由

## キ その他必要な事項

## (4) 避難行動要支援者名簿の登録対象者

次に掲げる者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。

## ア 介護保険における要介護認定を受けており、要介護度3～5の者

## イ 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の者

## ウ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA判定の者

## エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の者

## オ 指定難病の医療費助成認定を受けている者

## カ ア～オに準ずる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

#### 4. 避難行動要支援者名簿の保管

避難行動要支援者名簿の保管に当たっては、以下の対策を講ずる。

##### (1) バックアップ体制の構築

災害規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

又、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

##### (2) 情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の管理については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

#### 5. 避難行動要支援者名簿の更新

##### (1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

##### (2) 避難行動要支援者名簿に関する更新情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

又、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

#### 6. 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

##### (1) 避難支援等関係者となる者の範囲

町は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）となる者を定めておく。

##### (2) 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供

町は、避難行動要支援者の同意を得て、避難行動要支援者名簿に記載された情報を避難支援等関係者に提供する。

##### (3) 情報の漏えい防止のための措置

###### 1) 町による措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理をするよう必要な措置を講ずる。

###### 2) 避難支援等関係者による情報管理

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、正当な理由なく、名簿情報の提供により知り得た情報を漏らしてはならない。

## 7. 個別計画の策定

町は、災害時の避難支援を実効性のあるため、避難行動要支援者支援マニュアルを参考に避難行動要支援者一人ひとりのための避難支援計画の策定を推進する。

### (1) 個別計画策定の実施主体

個別計画の策定は、避難行動要支援者本人、避難支援等関係者のほか、町、民生委員や自主防災組織等が連携して行う。

### (2) 避難支援等関係者の安全の確保

個別計画の策定に当たっては、避難支援等関係者の安全に十分に配慮する。

## 8. 施設設備の整備

町は、避難行動要支援者の避難対策のため、以下の整備を行う。

- (1) 一人暮らしの高齢者や寝たきり高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進める。
- (2) 聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのファクシミリ装置及び文字放送受信装置の普及に努める。
- (3) 在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備及び火災警報機等の設置等を検討する。
- (4) 避難行動要支援者自身の災害対応能力及び避難行動要支援者の分布等を考慮し、避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

## 9. 支援体制の整備

町は、以下の事項を行い、地域における避難行動要支援者の支援体制を整備する。

- (1) 一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の避難行動要支援者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。
- (2) 避難行動要支援者自身の災害対応能力及び在宅の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。
- (3) 地域包括支援センターとケアマネージャーと連携して、避難行動要支援者の安否確認を行える体制の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。
- (4) 人工透析患者に対しては、一般社団法人全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

## 第5項 個別避難計画の作成・利用・提供

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、郡医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

又、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

### 1. 個別避難計画の記載又は記録事項

- (1) 氏名
- (2) 出生の年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難の支援を必要とする事由
- (7) 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (8) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (9) その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

### 2. 情報の収集

- (1) 町長は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (2) 町長は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

### 3. 個別避難計画情報の利用

町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

### 4. 個別避難計画情報の提供

- (1) 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当

該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は、この限りでない。

(2) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

## 5. 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

町長は、4.により個別避難計画情報を提供するときは、防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 6. 秘密保持義務

4.により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 7. 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

## 8. 地区防災計画との整合性

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。又、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

# 第6項 外国人等への支援対策

## 1. 外国人への支援対策

町は、第5項に定める防災教育等の実施のほか、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

## 2. 旅行者への支援対策

旅行者は、地理に対する知識が少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合

があるので、災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。

このため、町は、ホテル・旅館等の施設管理者が災害の状況に応じた避難場所、経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備えるよう配慮する。

又、災害発生時に旅行客の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

## 第7項 要配慮者への防災教育・訓練等の実施

### 1. 要配慮者に対する防災教育・訓練の実施

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

又、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

### 2. 外国人に対する防災教育・訓練の実施

地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、外国人に対する防災教育、訓練及び災害時の情報提供等を検討する。このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等の作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記、及び災害時の外国語による広報等の対策を検討する。

## 第8項 要配慮者への支援に関する住民の役割

### 1. 学校、病院等における避難対策

学校、病院等の多数の者を収容する施設では、平素から避難計画を策定し、警察、消防団、地域住民等と協力し、要配慮者へ十分配慮した避難対策を検討しておく。

### 2. 地域における対策

住民は、要配慮者の存在を知るとともに、以下の対策を行う等、民生委員等やボランティアを含めた各家庭における要配慮者支援に努める必要がある。

- (1) 防災に関する基礎知識の習得（危険箇所、避難場所、搬送用機材等の事前確認）
- (2) 人手の確保（知らせる人、救援者、搬送者：大人3人程度）
- (3) 通信手段の確認（救援者、救助者間の緊急用通信手段の確保）
- (4) 要配慮者の特性に応じた弱点、介護方法等の知識の習得
- (5) 地域ボランティアの組織づくりの推進

## 第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備

### 《基本方針》

大規模な災害の発生時において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が重要である。そのため、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努める。

### 第1項 災害ボランティアの役割

主なボランティアの役割は、以下のとおりである。

#### 1. 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がいのある人等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

#### 2. 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

### 第2項 災害ボランティアの受入体制の整備

町は、災害ボランティアの受入体制づくりについて、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、災害ボランティアの受け入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結するなど、災害ボランティアの円滑な受け入れに努める。

### 第3項 災害ボランティアの育成・支援

#### 1. ボランティアの登録支援・育成

町は、災害時における被災者の救援活動等の人員を確保するため、以下のとおりボランティアの登録及び育成を促進する。

- ア 希望者の氏名や活動内容等を把握し、ボランティアの事前登録を推奨する。
- イ 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。
- ウ ボランティアの積極的な活動を推進するため、ボランティア制度の普及と啓発に努める。このため、ボランティア関係の講習会、交流会の開催、学校教育への導入等を検討する。

#### 2. 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生した場合にボランティアが直ちに活動できるよう、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。

町においては以下の施策を実施する。

- ア 社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。
- イ 災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

## 第15節 災害備蓄物資等の整備・供給

### 第1項 災害備蓄物資等の整備・供給

災害発生直後は交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのために必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄並びに調達体制を整備検討する。

#### 1. 備蓄計画

##### (1)被災者のための備蓄計画

町は、以下の方法により、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進する。

なお、備蓄品目の検討に当たっては、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、高齢者や女性、乳幼児等の要配慮者に配慮する。

- ア 事業所、住民等での備蓄
- イ 町による集中備蓄又は避難所での分散備蓄
- ウ 流通在庫備蓄
- エ 協定の締結による備蓄、調達

###### 1) 事業所、住民等での備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね3日分に相当する量を目標として備える。

又、町は、広報誌や防災マップ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

###### 2) 町による集中備蓄又は避難所での分散備蓄

町は、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

###### 3) 流通在庫備蓄

町は、農業協同組合や民間業者等と物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

###### 4) 協定の締結による備蓄、調達

町は、近隣市町等との協定締結による備蓄、調達を検討する。

##### (2)応急対策従事者のための備蓄

町は、被災者に対して効果的な長時間の対策が行えるよう、日頃から応急対策従事者のための食料、飲料水の確保に努める。

#### 3. 備蓄物資の運用

町は、避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から物資の備蓄を進めるとともに、活用方法と無理・無駄のない運用を検討しておく。備蓄物資の運用を検討するに当たっては以下の事項を考慮する。

- ア 在宅被災者の生活自立状況

## イ 高齢者等の要配慮者への配慮

### 4. 備蓄物資の供給計画

- (1) 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておく。
- (2) 町は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める。
- (3) 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、又は指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。
- (4) 備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮する。又、被災地への物資の輸送に当たっては、町の物資拠点への輸送に留まらず、被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努める。熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。
- (5) 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- (6) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。又、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努める。
- (7) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。又、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズに配慮する。
- (8) 町及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第10節「飲料水の供給」、第11節「食料の供給」、第12節「生活必需品等の供給」に示す活動方法・内容に習熟する。

## 第2項 給水体制の整備

災害時は、停電等による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、町及び水道事業者は、平常時から被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。

### 1. 補給水利等の把握

町及び水道事業者は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めると共に、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や涌水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

### 2. 給水用資機材の確保

町及び水道事業者は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

### 3. 貯水槽等の整備

#### (1) 計画方針

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置等の整備増強に努める。

#### (2) 整備項目

- ア 広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- イ 学校等の浄水機能を備えた鋼板プール建設

### 4. 危機管理体制の整備

町及び水道事業者は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

### 5. 水道施設の応急復旧体制の整備

町及び水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

### 6. 災害時への備えに関する啓発・広報

町及び水道事業者は、災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、平常時から3日分(3リットル/人・日)以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

### 第3項 食料供給体制の整備

町及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。

この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

#### 1. 給食用施設・資機材の整備

町は、野外炊飯に備えて炊飯器具を指定避難所等備蓄施設に整備する。

#### 2. 食料の備蓄

町は、食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体质者等食事療法を要する者等に特に配慮する。

#### 3. 災害時民間協力体制の整備

##### (1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

町は、食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食料の確保のか配達要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

##### (2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

町は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

##### (3) L Pガス業者等との協力体制の整備

###### 1) 指定避難所等へのL Pガスの供給体制の構築

町は、指定避難所等へのL Pガス及びガス器具の供給等について、(一社)福岡県L Pガス協会やL Pガス事業者との間で協力体制を構築する。

###### 2) 給食施設等の応急復旧体制の整備

町は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、都市ガスやL Pガス事業者との間で協力体制を整備する。

#### 4. 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

- (1) 町は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の食料の自主的確保を指導する。
- (2) 町は、在宅の要配慮者への地域住民による食料配達等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

## 第4項 生活必需品等供給体制の整備

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。そのため、町は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

### 1. 生活物資の備蓄

#### (1)町の備蓄推進

町は、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される要配慮者に特に配慮する。

#### (2)生活必需品等の備蓄

住民は、大規模地震災発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。又、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の生活必需品などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

### 2. 災害時民間協力体制の整備

町は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

### 3. 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

- ア 町は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の生活物資の自主的確保を指導する。
- イ 町は、在宅の要配慮者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

## 第5項 医薬品等の供給体制の整備

大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救護医療に必要な医薬品等の供給体制の確保を行う。

## 第6項 血液製剤確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について住民への普及啓発を図る。

## 第7項 義援物資の受入体制の整備

町は、小口・混載の義援物資は県及び被災した町の負担となることから、受入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及及び内容の周知に努める。災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

又、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に対策本部等が忙殺されることがないよう、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておく。

## 第16節 住宅の確保体制の整備

### 《基本方針》

町は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

#### 第1項 応急仮設住宅（借上型）等としての既存住宅の供給体制の整備

町営住宅の空き状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入れに係る課題の共有・連携強化を実施する。

又、災害時に民間賃貸住宅の空家を借上げる応急仮設住宅（借上型）について検討する。

#### 第2項 応急仮設住宅（建設型）の供給体制等の整備

応急仮設住宅を迅速に供与するため、町は災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補台帳を作成する等、供給体制の整備に努める。その際、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

## 第17節 保健衛生・防疫体制の整備

### 《基本方針》

災害の被災地域においては、生活環境の悪化に伴い、感染症等の疾病の発生と流行が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生体制を整備する。

### 第1項 保健衛生・防疫活動要領への習熟

町及び関係機関は、県地域防災計画及び町地域防災計画に示す保健衛生・防疫体制に関する活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質向上のための研修等を行う。

### 第2項 防疫用薬剤及び資機材等の確保

町は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保に努める。

### 第3項 学校における保健衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保など必要な処置を実施する。又、児童・生徒及び職員等に常に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

## 第18節 ごみ・し尿・がれき処理体制の整備

### 第1項 ごみ処理体制の整備

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみを適正に処理する体制を整備する。

#### 1. ごみ処理要領への習熟と体制の整備

町は、県地域防災計画及び町地域防災計画に示すごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

#### 2. ごみの仮置場の選定

町は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと
- (2) 環境衛生に支障がないこと
- (3) 搬入に便利なこと
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと

### 第2項 し尿処理体制の整備

災害時のし尿処理体制を整備する。

#### 1. し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、県地域防災計画及び町地域防災計画に示すし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

#### 2. 災害用仮設トイレの整備

町は、発災時に指定避難所、住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレを保有する建設業者等と協力関係を整備する。

又、災害時の仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図っていく。

#### 3. 素掘用資材の整備

町は、災害用仮設トイレの整備と並行して素掘用資材の整備を推進するため、素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

#### 4. し尿処理施設の整備

町は、公共下水道ポンプ施設・下水道管の耐震性を診断し、補強等を行う。

又、汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、周辺市町との連携協力体制を図っていく。

### 第3項 がれき処理体制の整備

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する魔木材及びコンクリートがら等を適正に処理する体制を整備する。

#### 1. がれきの処理要領への習熟と体制の整備

町は、県地域防災計画及び町地域防災計画に示すがれき処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

#### 2. がれきの仮置場の選定

町は、短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、がれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと
- (2) 環境衛生に支障がないこと
- (3) 搬入に便利なこと
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと

#### 3. 応援協力体制の整備

町は、がれき処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておく。

### 第4項 災害廃棄物処理体制の整備

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

## 第19節 農林業災害予防計画

### 《基本方針》

農業あるいは農地というものは、ただ単に作物を生産するだけでなく、緑の空間を約束するものであると共に、豪雨時等は雨水調整池の機能も有していることから町における農業あるいは農地の持つ役割は極めて大きいといえる。従って、今後とも農業施設及び農産物等を台風、豪雨等による被害から未然に防止するため、所要の予防措置を講ずる。

農業施設等については農業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きい。整備計画に当たっては協力依頼を要請するとともに、町と住民による相互協力体制のもと計画を推進する。

### 《現況/課題》

洪水、台風等は、気象予報・警報や雨量情報により事前に予想されるため、直前の防災対策と平常時の維持管理により、ある程度被害の軽減に努めることができる。

## 第1項 農業災害予防計画

### 1. 農業施設災害予防計画

町は、農業従事者、施設管理者等に対し、災害の予防のため、それぞれの施設について以下の対策を講ずることを奨励する。

#### ＜農業施設災害の予防対策＞

施設	対策内容
ため池	ア 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの勧行 イ 斜槽、底槽の排水施設の点検整備 ウ 堤体の応急補強と通行規制 エ 余水吐及び下流放水路障害物の除去 オ 不用貯水の排除及び事前放流 カ ため池等整備事業の積極的活用
用排水路	ア 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理 イ 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行うこと ウ 滞水防除施設の整備点検、操作を確実に行うこと
農道	ア 側溝、暗渠、溜水、排水管等、排水施設の浚渫、清掃 イ 農業機械の大型化に対応しての農道の拡幅、整備

## 2. 農作物災害予防計画

町は、農業従事者に対し、災害による農作物の被害を防止するための以下の予防措置を講ずるよう奨励する。

### ＜農産物被害の予防対策＞

農産物	予防対策
水稻	<p>ア 災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた倒伏抵抗性品種等の採用と適期移植により、災害の軽減、回復を図る。</p> <p>イ 災害に対し抵抗性の強い健苗を育成する。</p> <p>ウ 応急対策予備苗を共同育苗（苗代）施設の利用により確保する。</p> <p>エ 干ばつ時においては計画的配水、灌がいと麦稈、山草、堆肥等により蒸発を防止する。又、作期の分散等により被害の発生を防止する。</p> <p>オ 風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防処置、事後処置を講ずる。</p> <p>カ 気象情報に即応した予防処置を講ずる。</p> <p>キ 局所的農用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。</p>
果樹	<p>ア 干害対策としては深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壤水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い、雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。又、灌水用の水源を確保する。</p> <p>イ 風害に対しては、防風樹、防風垣等を設置し、果樹柵、ハウス施設等とともに、その補修、補強を図る。</p> <p>ウ 水害に対してはテラス溝、排水溝等を整備し、又、敷藁、敷草等により土壤の流失を防止し、園地の損壊を予防する。</p> <p>エ 凍霜害対策としては適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を行う。</p>
そ菜	<p>ア 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。</p> <p>イ 風水害又は水害に対する排水溝等の整備を図る。</p> <p>ウ 台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。</p> <p>エ 倒伏防止のための支柱を補強する。</p>
花き	<p>ア 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。</p> <p>イ 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。</p> <p>ウ 倒伏防止のための支柱を補強する。</p> <p>エ 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。</p> <p>オ 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。</p>

### 3. 家畜災害予防計画

#### (1) 施設等の整備

畜舎、鶏舎等施設の補強整備、設置場所の選定等を指導する。

#### (2) 飼料作物

災害時においても飼料を確保できるよう、以下の対策を行うよう指導する。

ア 干害に備え、耐干性作物又は品種の奨励普及を図る。

イ 飼料の加工、貯蔵の整備を推進し、乾燥サイレージ等貯蔵飼料の普及を図る。

ウ 造成草地の浸食防止について防災処置を講じる。

### 4. 防災営農体制の整備

町は、農地防災事業を計画的に推進し、営農基盤を整備するとともに、以下の計画により、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

#### (1) 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、通門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

#### (2) 営農指導の実施

気象、地形、土壤等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壤保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

## 第2項 林業災害予防計画

町は、森林のもつ水源涵養機能等の災害予防機能を活用し、その維持向上に努めるとともに、災害による森林の被害を予防するため、関係機関、団体等と連携しながら、以下の予防対策を講ずる。

- (1) 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。又、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。
- (2) 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

### 第3項 災害予防に関する試験研究の推進

町は、災害予防の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- (1) 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。
- (2) 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。
- (3) 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。
- (4) 土壌汚染、土壤流失防止等に関すること。

## 第20節 複合災害の予防

### 《基本方針》

町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）が発生する可能性を認識し、備えを充実する。

### 第1項 職員・資器材の投入判断

町及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資器材の投入判断を行う。又、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する。

### 第2項 訓練の実施

町及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 第21節 防災関係機関における業務継続計画

### 《基本方針》

大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行なうため、業務継続計画（BCP）を定める。

### 第1項 業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があります。これから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。又、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

### 第2項 地方自治体におけるBCP

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、「①町長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気・水・食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ並びに⑥非常時優先業務の整理」（以下「重要6要素」という。）について定めておく。

調整ページ